

# 「おもいやり」「はさえあい」 から始まる瑞穂の夢まちづくり

## 瑞穂市男女共同参画基本計画 後期計画

平成27年3月  
瑞穂市



瑞穂市マスコットキャラクターかきりん

# 目 次

## ●第1章 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## ●第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の性格と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 計画の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4. 計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
6. 計画の施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## ●第3章 計画基本目標と施策の方向

- I 意識改革による人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発・・ 15
  - 2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・ 16
  - 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進 18
  - 4 メディアにおける男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 21
- II 男女がともにつくるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進・・・・・・・・・・・・ 23
  - 2 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進・ 25
  - 3 国際化に対応した男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 27
- III だれもが安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・・・ 28
  - 1 男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援・・・・・・・・・・・・ 29
  - 2 生涯を通じた男女の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - 3 社会的支援にかかわる環境の整備と支援・・・・・・・・・・・・ 34
  - 4 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保・・・・・・・・ 36

## ●第4章 基本計画の推進体制

1. 推進組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
2. 市民と行政の協働による推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

●第5章 推進のための目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

《 資 料 》

○男女共同参画基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

○岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例・・ 51

○瑞穂市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

○瑞穂市附属機関設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

○瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・ 75

○瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 77

○市民意識調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

○瑞穂市男女共同参画基本計画策定の経過・・・・・・・・・・・・ 102

○用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

# 第1章 計画策定の趣旨と背景

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画とは

『男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』です。

私たちは誰もが、生物学的な「性」を有しています。そしてこの性は、一人ひとりの人間の存在と切り離すことができないものです。

その人が持つ性を十分に理解し尊重することが、一人ひとりの人間を尊重することに深く結びついています。

日本国憲法では、第3章第14条第1項に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。この憲法のもと、法律や制度の整備が図られ、また、多くの人達の努力と様々な活動の中で、男女共同参画は着実に進展してきました。

しかしながら、現状では、法律や制度上では男女平等が達成されつつあるものの、実質的には多くの分野において未だに乖離しており、なお一層の努力が必要とされています。

たとえば、女性の管理職比率が低いことや、男性の家事、育児、介護への参加度もまだまだ低く、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。

また、配偶者等からの暴力等ドメスティック・バイオレンス(DV)被害が増加し、女性や子どもの人権が侵害されている問題もさらに深刻化してきました。

性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立ち、関連施策を立案・実施することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢をもって生き生きと充実した生き方を選択できる社会の実現を目指していかなければなりません。

## 2 . 計画策定の背景

現在わが国は、少子高齢化の急速な進行、経済の成熟化、国際化、情報の高度化等、社会情勢が著しく変化しています。

また、法律面においても、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定と改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の制定と改正、労働基準法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正等、ここ数年で男女共同参画にかかわる社会情勢は目覚しく進展しています。

しかし、家庭や地域、職場等多くの場面で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく昔からの社会通念や慣習は依然として根強く残っています。

このような状況のもと、国は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付ける「男女共同参画社会基本法」に基づき、2005（平成17）年、第2次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像を示しました。

しかし、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいないことや、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大等、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化等に伴う課題を解決し、充実した取り組みを継続していくため、2010（平成22）年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

市民の生活様式や就業形態といったライフスタイルや社会・経済の構造も大きく変化し、個人の価値観も多様化する今日、バランスのよい豊かな社会とするために、また、ますます加速する少子高齢化社会の中で尊厳をもって生き抜いていくためには、様々な分野において、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭を守り、地域を支え、自身を生かしていくことのできる男女共同参画社会が求められています。

## ( 1 ) 国際的な取り組み

1975 (昭和50)年

人口の半分を占める女性の力が十分活用されていない現実から、国連は1975 (昭和50)年を「国際婦人年」と定め、平等 (男女平等の促進) 発展 (経済、社会、文化の発展への女性の参加の確保) 平和 (国際友好と協力への女性の貢献) を目標に世界的な行動を開始し、「世界行動計画」をメキシコシティでの国際婦人年世界会議で採択しました。

1976 (昭和51)年

世界行動計画の採択を受け、国連は1976 (昭和51)年から1985 (昭和60)年までの10年間を「国連婦人の10年」と宣言し、女性の地位の向上のための積極的な活動を展開する期間としました。

1979 (昭和54)年

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が国連総会において採択されました。

1985 (昭和60)年

国連婦人の10年の最終年に長期的活動のガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」をナイロビ (ケニア) での第3回世界女性会議で採択されました。

1995 (平成7)年

すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意する「北京宣言」と女性のエンパワーメント (力をつけること) に関するアジェンダ (予定表) の「行動綱領」が北京での第4回世界女性会議で採択されました。

2000 (平成12)年

女性が力をもった存在になることに向けて各国が政策や計画に取り組む意思を明確化し、21世紀に向けた行動指針といえる「政治宣言」と北京宣言及び行動綱領の更なる行動とイニシアティブに関する文書「成果文書」が国連特別総会女性2000年会議で採択されました。

2005（平成17）年

第49回国連婦人の地位委員会（通称国連「北京+10」）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等を実現するための進展を踏まえながら、完全実施に向け一層取り組むための宣言が採択されました。

2010（平成22）年

第54回国際婦人の地位委員会（通称国連「北京+15」）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価が行われました。

## （2）国の取り組み

1975（昭和50）年

「世界行動計画」を受けて、「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年(昭和52年)には、10年間の取り組み指針として「国内行動計画」が策定されました。

1985（昭和60）年

民法、国籍法、戸籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987（昭和62）年

ナイロビ将来戦略を受けて女性の地位向上を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1991（平成3）年

新国内行動計画の第1次改定が行われ、総合目標の「共同参加」を「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会の形成」を目指し、男女平等をめぐる意識改革、平等を基礎とした男女の共同参画、多様な選択を可能にする条件整備、老後生活等をめぐる女性の福祉の確保、国際協力及び平和への貢献という主要目標により、更に積極的に施策を推進することになりました。

1994（平成6）年

推進体制を強化するため、「男女共同参画推進本部」が設置され、その諮問機関として「男女共同参画審議会」及び総理府に「男女共同参画室」が発足しました。また、平成7年に育児休業法に介護休業制度を付加し、育児・介護休業法として大幅な改正を行い、ILO156号条約（家族的責任に有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）を批准しました。

1996（平成8）年

男女共同参画審議会から目指すべき男女共同参画社会について「男女共同参画ビジョン」が答申され、これを受けて、直面する少子・高齢化の進展等の社会環境の変化に対応するため、「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成に関する平成12年（西暦2000年）までの国内行動計画」が策定されました。

1999（平成11）年

男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、最重要課題として位置付けされました。

2000（平成12）年

男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会制度へ男女共同参画の施策の総合的な推進体制の整備・強化が行われました。

2001（平成13）年

中央省庁等再編に伴い、「男女共同参画審議会」を発展的に継承する「男女共同参画会議」と内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。法律面も「DV防止法」が成立し、女性の保護が進められました。

2005（平成17）年

第1次基本計画の取り組みを評価、総括し、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までを計画期間とする「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2006（平成18）年

「男女雇用機会均等法」が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利

益取扱いの禁止等の内容で改正され、平成19年4月1日に施行されました。

2007（平成19）年

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び推進のための行動指針が平成19年12月18日に策定されました。また、「DV防止法」が、保護命令制度の拡充、市町村の基本計画策定努力義務を課す等の内容で改正され、平成20年1月12日に施行されました。

2008（平成20）年

男女共同参画推進本部において、女性の社会参画拡大を推進するための戦略的な取り組みを定める「女性の参画加速プログラム」が決定されました。あらゆる分野において女性の参画加速のための基盤整備の充実と、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた戦略的な取り組みを実施することとしました。

2010（平成22）年

我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして男女共同参画基本計画（第3次）が閣議決定されました。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改定され、新たに「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」と、「『新しい公共（ ）』への参加機会拡大等による地域社会の活性化」等の項目が盛り込まれました。

「新しい公共」

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章より】

行政だけでなく、市民やNPO、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て・まちづくり・介護や福祉等の身近な分野で活躍することを表現するもの。

2014（平成26）年

産業競争力会議で決定された「成長戦略進化のための今後の検討方針」に基づき、「全ての女性が輝く社会」の実現に向けて、社会全体で女性の活躍を応援する気運を醸成するため、平成26年3月に「輝く女性応援会議」が開催されました。また、5月には女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業等の男性リーダーによる「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が発足し、「行動宣言」が発表されました。

### ( 3 ) 岐阜県の取り組み

1977 (昭和52)年

岐阜県における女性行政は、国際婦人年から2年目に、民生部児童家庭課に婦人問題担当として窓口を設置したことで始まりました。「婦人問題懇話会」が設置され、「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が提出されました。

1986 (昭和61)年

人生80年時代を女性がより心豊かに充実した生涯を送ることができる生きがいある社会づくりを目指し、「婦人問題推進会議」から10年間の施策の方向を示した「岐阜県婦人行動計画」を策定しました。

1989 (平成元)年

婦人問題懇話会を発展的に解消し、「女性の世紀21委員会」が設置され、「提言 - 男女共同参画型社会を目指して - 」が提出され、男女ともに人間として豊かな生活を創造し、個性をもった自己実現が認められる社会を目指すための方向性が示されました。

1994 (平成6)年

女性の世紀21委員会から提出された提言と「岐阜県婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために「女と男のはあもにいプラン ぎふ女性行動計画」を策定し、5年間の施策の方向を示しました。

1999 (平成11)年

21世紀を展望した新たな展開を図るため、平成11年に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、さらに2002 (平成14)年には、国の男女共同参画社会基本法や基本計画の策定を受けて、女性の世紀21委員会からの見直しの提言により、同プランが一部改訂されました。

2003 (平成15)年

男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民が一丸となって男女共同参画社会をつくって行くために「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が、2003 (平成15)年10月9日公布され、11月1日施行されました。また、「人の意識が変わる」、「人の力を合わせる」、「人の暮らしが多様になる」の3つの柱を中心とし

て、男女共同参画社会を実現していくための提言が女性の世紀21委員会から提言されました。こうした提言や条例の基本的な考え方を基礎とする「岐阜県男女共同参画計画」(計画期間2004(平成16)年~2008(平成20)年)が策定されました。

2008(平成20)年

本格的な少子高齢社会、人口減少時代を迎え、岐阜県男女共同参画21世紀審議会等の提言を受け、「第2次岐阜県男女共同参画計画」(計画期間2009(平成21)年度~2013(平成25)年度)が策定されました。

2014(平成26)年

「第3次岐阜県男女共同参画計画」(計画期間2014(平成26)年度~2018(平成30)年度)が策定されました。

## ( 4 ) 瑞穂市の取り組み

2008（平成20）年

瑞穂市男女共同参画基本計画の策定に向け、市民の代表で構成される審議機関として「瑞穂市男女共同参画推進審議会」を設置するとともに、庁内の関係部署で形成する、「男女共同参画推進会議」及び「ワーキングチーム」の体制を整えました。

2009（平成21）年

基本計画策定の基礎資料となる「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

2010（平成22）年

「瑞穂市男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（計画期間2010（平成22）年～2019（平成31）年）を策定しました。また、計画推進のためのスローガンとして、市民からの意見をふまえ『「おもいやり」「ささえあい」から始まる 瑞穂の夢のまちづくり』に決定しました。

2011（平成23）年

市民が一体となって男女共同参画社会を実現するため、「瑞穂市男女共同参画推進条例」を2011（平成23）年11月1日に施行しました。

2012（平成24）年

まちづくりの基本理念の1つとして男女共同参画を保障することを規定した「瑞穂市まちづくり基本条例」を2012（平成24）年4月1日に施行しました。

2013（平成25）年

基本計画の進捗状況を把握し、後期5年の目標指標策定の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の性格と期間

#### (1) 基本計画の性格

「瑞穂市第1次総合計画」を上位計画とし、「希望を育むまちづくり～地域社会の明日を支える、個性と創造力豊かな人づくり～輝く人づくり」の具体化に向け、関連する他の計画との整合性を図ります。

「瑞穂市男女共同参画基本計画」は、様々な分野において男女共同参画を実現していくための施策を、市民のみなさんと一体となって総合的に推進していくための行動計画です。

国の「男女共同参画基本計画」及び県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合性に配慮して策定します。

「主要課題 - 2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶」を推進するため、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(市町村基本計画)を別に策定します。

計画がより実効性のあるものとなり、客観性を持った的確な進行管理を行うために、毎年、推進審議会を開催し、進ちょく状況を把握、点検して、公表します。

#### (2) 基本計画の期間

この計画の期間は、2010(平成22)年度から2019(平成31)年度までの10ヵ年と定め、前期5年、後期5年とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2 . 計画の目指す姿

瑞穂市第1次総合計画の基本構想の目指すべき将来像である「市民参加・協働のまちづくり ～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～」にふさわしく、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、ともに瑞穂市の明日を織りなし、つくりあげていくことができる男女共同参画社会を目指します。

## 3 . 計画の基本理念

市民のみなさん一人ひとりが人権や平等についての正しい認識を持って、お互いを尊重し、性別にかかわらず、あらゆる分野でその個性と能力を活かして、生き生きと充実した生き方を選択できるよう、家庭、地域、職場等あらゆる分野において男女共同参画の視点に立ち、人権教育をはじめとする社会環境の整備に努め、男女の新しい協力関係を構築する指針となる5つの理念にそって進めます。

### **男女の人権の尊重**

男女が個人として尊重され、家庭、学校、地域、職場及びその他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されること。

### **社会における制度又は慣行についての配慮**

性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

### **政策等の立案及び決定への共同参画**

市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

### **家庭生活における活動と他の活動の両立**

男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができること。

### **国際的協調**

国際的な取り組み及び在住外国人への理解のもとに、行われること。

## 4 . 計画の基本的視点

次の3点を基本的視点に定め、本計画を推進していきます。

### 1 . 男女の人権尊重と平等の視点

男性も女性も個人として、その人権が尊重されることは、男女平等の基本的な考え方となるものです。男女が互いの性を尊重し、根強く残る性別役割分担意識を解消し、家庭や職場、学校、地域社会の様々な場面で、性別による固定的な役割分担、差別、偏見がないか敏感に察知する視点です。

### 2 . 女性のエンパワーメントの促進

男女がともに政策・方針決定過程に参画していくことにより、性による差別のない新しい社会システムを築くことができます。そのためには、女性が自らの意識や能力を向上させ、自己決定力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることが不可欠であり、力をつけていくための社会的環境の整備等を支援することが必要です。

### 3 . パートナーシップ（対等な協調・協力関係）の確立

市民参加・協働のまちづくりを進めるためには、その構成員である男性と女性をはじめ、高齢者や障がい者、若者、子ども等の多様な世代、市民や民間、行政等、様々な市民が対等な立場での参画が必要になっています。男女のパートナーシップを基本に、あらゆる市民の力を生かしたまちづくりを進めます。

## 5 . 計画の基本目標

この計画は「男女共同参画社会の実現」に向けて、基本理念に基づき次の3つの項目を基本目標とします。

**意識改革による人づくり**

**男女がともにつくるまちづくり**

**だれもが安心して暮らせる環境づくり**

# 6. 計画の施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向	具体的施策
意識改革による人づくり	1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発	1. 固定的な性別役割分担意識をなくすための広報・啓発の充実	1. 広報、ホームページ等を活用する啓発の充実 2. 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供 3. 男女共同参画に関する学習機会の充実
	2. 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	1. 人権尊重に関する啓発の強化 2. 暴力の根絶の推進	4. 男女の人権を尊重する意識の醸成促進及び暴力予防教育の充実 5. セクシュアル・ハラスメントまたはドメスティック・バイオレンス（DV）にあつたときの相談窓口の周知徹底 6. DV防止対策の推進、DV被害者の相談、保護、自立等の支援体制の充実 7. 虐待防止啓発、早期発見、安全の確保、相談機能の充実 8. 庁内及び各種機関との連携体制の整備の推進 9. 企業等へのセクシュアル・ハラスメント防止に関する情報の提供
	3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	1. 家庭教育における男女共同参画の推進 2. 就学前教育における男女共同参画の推進 3. 学校教育における男女共同参画の推進 4. 生涯学習における男女共同参画の推進	10. 保護者に対する意識啓発の推進 11. 保育士・幼稚園教諭の男女共同参画に関する正確な理解の推進 12. 男女共同参画の視点に立った保育・教育活動や教材選定の推進 13. 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進 14. 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進 15. 家庭科教育の充実と健全な食生活を実現するための食育の推進 16. 固定的な性別役割分担にとらわれない学校内の習慣の改善の指導 17. 社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 18. 子どもを預けて学習活動に参加できる託児体制の充実 19. 生涯にわたる学習機会の充実
	4. メディアにおける男女共同参画の推進	1. 男女共同参画の視点を持った表現活動の推進	20. 男女共同参画の視点に立った表現の啓発 21. 不適切な表現のチェック体制の整備

指標項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会基本法という用語の周知度</li> <li>「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる機会をとらえて、家庭、教育、職場、地域における意識啓発を推進し、人権尊重についての理解を深める</li> <li>女性の人権擁護委員の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>DV防止法認知度</li> <li>パートナーからの暴力を受けた際の対応で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合</li> <li>DVにあつたときの相談窓口を知らない人の割合</li> <li>中学生におけるDVに対する理解の普及（中学校における授業等での周知の実施率）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への啓発の充実（啓発実施校の割合）</li> <li>親子料理教室の子どもの参加者に占める男性の割合</li> <li>家庭生活における男女の平等感</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った保育（教育）に配慮する</li> <li>男性の保育士・幼稚園教諭の採用数</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育における男女の平等感</li> <li>小・中学校の男女平等教育パンフレットを活用した授業の推進</li> <li>小・中学校生徒の会長における女性の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各世代、各分野における男女の地位の平等の意識を高める</li> <li>地域社会における男女の平等感</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報、出版物等における男女差別につながる表現の促進</li> <li>情報の発信者に対して、性別による固定的な役割分担を助長、連想させるような表現に対して留意し、男女を平等な関係で表現するように啓発</li> </ul>

男女がともにつくるまちづくり	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	22. 審議会等委員への女性の積極的登用の促進 23. 市立小・中学校（幼稚園含む）の校長（園長）・教頭の女性登用率の向上 24. 女性（消防・一般）職員の採用・登用の促進 25. 女性職員の意識を高める研修の実施 26. 地域活動等の意思決定過程における女性の参画 27. 企業、団体等の意思決定過程における女性の参画
	2. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進	1. 防災・災害復興分野への女性の参画の拡大 2. 環境保全分野への男女共同参画の拡大	28. 男女双方に配慮した地域防災（復興）の推進 29. 男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上 30. 地域活動における女性消防団員の確保・配置促進 31. 環境保全活動への男女共同参画の促進
	3. 国際化に対応した男女共同参画の推進	1. 国際的な男女共同参画に関する理解の促進	32. 国際理解の啓発の推進 33. 市民による国際交流・国際協力への支援

<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会議員の女性の割合</li> <li>地方自治法第202条の3に基づく審議会等の委員における女性の割合</li> <li>地方自治法第180条の5に基づく委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会）における女性の割合</li> <li>女性のいない審議会等の割合</li> <li>委員公募制のある審議会数</li> <li>市が委嘱する各職委員（社会教育委員、社会教育指導員、社会教育推進員、青少年育成推進員、体育指導員等）における女性の登用率</li> <li>P T A会長の女性の割合</li> <li>市立小・中学校（幼稚園含む）の校長（園長）・教頭の女性の割合</li> <li>自治会長における女性の登用率</li> <li>女性一般行政職員（保育士、幼稚園教諭を除く）の割合</li> <li>一般行政職員（保育士、幼稚園教諭を除く）の管理職に占める女性の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災会議への女性委員の登用数</li> <li>女性消防職員採用の拡充</li> <li>男女のニーズを取入れた応急災害支援の検討委員会設置</li> <li>防災・災害復興分野における女性消防団員の配置の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題について出前講座等の学習する機会を充実</li> <li>地球温暖化対策実行計画・廃棄物基本計画等の環境分野策定委員の女性の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や生涯学習の場等で、国際理解のための啓発を推進</li> <li>市民レベルの国際交流の支援の充実</li> <li>外国人が安心して暮らせる生活にかかる情報提供や相談の充実</li> </ul>

だれもが安心して暮らせる環境づくり	1. 男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援	1. 仕事と家庭生活・地域生活の両立に向けた啓発の推進と支援	34. 家庭・地域における男女共同参画意識浸透のための啓発活動の推進 35. 男性の家庭生活等への参画の促進 36. 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実 37. 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための職員採用の推進 38. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 39. 企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進 40. 保育所待機児童解消対策の推進 41. 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実 42. 子育て相談の充実 43. 子育て支援情報の充実 44. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実 45. 子育てサークルの育成支援 46. 子育て支援グループの育成支援 47. ファミリー・サポート・センター事業の充実
	2. 生涯を通じた男女の健康支援	1. 生涯を通じた健康づくりの推進 2. 母性保護と母子保健のサービスの充実	48. ライフステージに応じた健康保護対策の充実 49. 食育の推進 50. 健康相談の充実 51. 母性保護と母子保健施策の充実
	3. 社会的支援にかかわる環境の整備と支援	1. 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 2. 高齢者等の社会参画と生きがい対策の充実 3. あらゆる家族形態に対応した支援の充実	52. 介護サービスの充実 53. 在宅福祉サービスの充実 54. 高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実 55. 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進 56. 高齢者健康講座の充実 57. 老人クラブ活動への支援の充実 58. 障がい者の就労の促進 59. ひとり親家庭や障がい者及びその家族への生活及び自立支援の充実
	4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1. 職場における男女共同参画推進のための環境整備 2. 男女の多様な働き方の支援	60. 男女雇用機会均等法等の法律、制度の周知 61. セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発の実施 62. 相談窓口の情報提供と充実 63. 企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しへの推進 64. 再就職希望者への支援の充実 65. 女性の職業能力開発講座の充実 66. 女性の職場環境の充実

<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」等の普及割合</li> <li>延長保育の時間等の延長</li> <li>延長保育実施保育所数</li> <li>時間外保育利用者数</li> <li>一時保育実施保育所数</li> <li>一時保育利用者数</li> <li>3歳未満児保育実施保育所数</li> <li>3歳未満児保育利用者数</li> <li>放課後児童クラブ数</li> <li>放課後児童クラブ利用者数</li> <li>保育所待機児童数</li> <li>市の男性職員の配偶者出産休暇取得率</li> <li>市の男性職員の育児休業取得率</li> <li>子どもの教育への男性の参加割合（夫婦協働）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断受診率</li> <li>30歳代健康診査 子宮頸がん検診 乳がん検診 胃がん検診 大腸がん検診</li> <li>ライフステージに応じた健康づくり、健康教育、相談の支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦教室への男性参加割合</li> <li>母子健康手帳交付時の男性の参加率</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会による人権相談の開設回数</li> <li>地域で支えるシステムの整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>就労意欲のある高齢者に対する就労支援事業利用者数</li> <li>就労意欲のある障がい者に対する相談支援事業実施事業者数</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス利用に対する理解の普及</li> <li>ボランティア登録者数</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>職場における男女の平等感</li> <li>ワーク・ライフ・バランスの認知度</li> <li>（「内容を知っている」又は「聞いたことがある」と回答した人の割合）</li> <li>セクシュアル・ハラスメントの被害者数</li> <li>男女雇用機会均等法の周知度</li> <li>一旦家庭に入った女性の再就職を支援する県合同セミナーの実施回数</li> <li>女性のための再就職・起業に関する相談窓口の充実</li> <li>パソコン、簿記等の実務講座の充実</li> </ul>

## 第3章 計画基本目標と施策の方向

### 基本目標

### 意識改革による人づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人権の視点が何よりも重要なものになります。

幼児期からの意識づくりは重要であり、学校教育の場だけでなく家庭や地域における大人のあり方や考え方も、子どもたちに強い影響を与えます。

しかし、人権の侵害であるセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）等、女性や子どもへの暴力は後を絶たず、救済、根絶が急務です。

さらに、多様なメディアが与える影響も大きなものがあります。女性の人権や社会的性別（ジェンダー）に敏感な視点を養い、情報を公正に判断するメディアを読み解く力が求められます。

固定的な役割分担意識に基づく偏見や習慣にとらわれず、互いにその個性を認めて理解し合い、すべての人が自分らしく生きるためには、あらゆる場面での様々な啓発や学習・教育活動を推進し、一人ひとりの人権意識を高めることが必要です。

## 主要課題 - 1

### 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

家庭・地域・職場社会における男女の活動の選択に対して、性別にとらわれず自分らしい生き方を望んでも、これまでに引き継がれてきた男女の固定的な性別役割分担意識が根強く、不平等感が多く残されており、男女共同参画の妨げとなっています。このような、文化的、社会的に形成された性別（ジェンダー）にとらわれない意識と理解を市民一人ひとりに浸透させるために、効果的な啓発を進めていくことが必要です。

施策の方向	具体的施策
固定的な性別役割分担意識をなくすための広報・啓発の充実	1. 広報・ホームページ等を活用する啓発の充実
	2. 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
	3. 男女共同参画に関する学習機会の充実

### 実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
1. 広報・ホームページ等を活用する啓発の充実	市広報やホームページ等に、男女共同参画に関する啓発や情報提供を実施するとともに、効果的なわかりやすい掲載に努めます。	企画財政課 秘書広報課
2. 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	市図書館において男女共同参画に関する図書、視聴覚教材等を整備し情報提供を行います。	企画財政課 生涯学習課 図書館
3. 男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画社会づくりに関する様々な課題に対応したセミナーや講演会等により、男女間や世代間の意識の違いに留意しながら学習内容・学習機会の充実を図ります。	企画財政課 学校教育課 生涯学習課 小・中学校

## 主要課題 - 2

### 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の実現には、日本国憲法にうたわれている基本的人権の確立が必要です。しかしながら依然として、女性や児童に対する暴力や嫌がらせ等が後を絶ちません。さらに家庭内においては、夫と妻、親と子の家庭内暴力が社会問題となっています。家族間の繋がり、地域コミュニティの希薄化が殺伐とした社会を生み出しており、男女共同参画を通じて一人の人間としての生き方を尊重されるよう、弱者への暴力・虐待を予防し、それを容認しない社会づくりへの啓発を若年層にも広げ、普及していく必要があります。さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の基本理念に基づき、DV被害者の保護、自立への支援体制の充実に努めます。市では、市町村の基本計画として別に「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定します。

施策の方向	具体的施策
人権尊重に関する啓発の強化	4．男女の人権を尊重する意識の醸成促進及び暴力予防教育の充実
暴力の根絶の推進	5．セクシュアル・ハラスメントまたはドメスティック・バイオレンス（DV）にあったときの相談窓口の周知徹底
	6．DV防止対策の推進、DV被害者の相談、保護、自立等の支援体制の充実
	7．虐待防止啓発、早期発見、安全の確保、相談機能の充実
	8．庁内及び各種機関との連携体制の整備の推進
	9．企業等へのセクシュアル・ハラスメント防止に関する情報の提供

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
4. 男女の人権を尊重する意識の醸成促進及び暴力予防教育の充実	人権尊重の意識を高めるため、市の広報・ホームページ等の各種メディアを活用して、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。 また、学校教育を通じて若年層に向けた暴力予防教育を推進します。	企画財政課 福祉生活課 学校教育課 生涯学習課 秘書広報課
5. セクシュアル・ハラスメントまたはDVにあったときの相談窓口の周知徹底	市の広報・ホームページ等による啓発に努め、セクシュアル・ハラスメントやDVの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。	福祉生活課 健康推進課
6. DV防止対策の推進、DV被害者の相談、保護、自立等の支援体制の充実	DV防止法の内容等を市民に周知し、DV防止の意識啓発を推進します。また、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、相談業務等を行う中で被害者からのメッセージを早期に発見しやすいことから、DVに関する情報提供や研修の実施等によりDV防止に対する理解の促進を図ります。さらに、保護を求める被害者の安全確保及び日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援します。また、被害者の回復の一助として自助グループ等に関する情報を提供し、心理的な安定と回復を支援します。	福祉生活課 健康推進課
7. 虐待防止啓発、早期発見、安全の確保、相談機能の充実	子どもの健診等を通して早期発見に努め、子育て支援センター等関係機関による早期対応とDV防止の相談窓口の強化、再発防止を図ります。さらに、DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校や保育所等において、日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう慎重に対応します。また、虐待防止及び再発防止のため、市民を対象としたDV防止の講演会等を開催します。	福祉生活課 健康推進課 学校教育課 小・中学校 保育所 幼稚園
8. 庁内及び各種機関との連携体制の整備の促進	庁内において、DVに対し迅速・的確に連携ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報の管理と意識の徹底を図ります。また、医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進します。	全課
9. 企業等へのセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	企業等へセクシュアル・ハラスメントを防止するための取り組み事例等の情報提供や啓発を実施します。	福祉生活課 商工農政課 企画財政課

## 主要課題 - 3

### 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進

市民意識調査によると、「学校教育の場」において「男女の地位が平等」と回答した割合が56.4%となっており、平成21年に実施した市民意識調査の49.4%から増加しました。また、「家庭生活」、「職場」、「地域活動の場」、「政治の場」等の分野別で、「学校教育の場」が最も男女の平等感が高いという結果となっています。

保育、幼児教育や学校教育は、人の成長過程において、人格の基礎を形成する大切な時期にあたります。男女共同参画の視点から一人ひとりの個性と能力を伸ばしていくことができるように、子どもたちの発達段階に応じた教材等を活用した教育を推進します。

また、男女平等教育を推進していくためには、保育、教育に携わる教育関係者だけでなく、家庭や地域等のあらゆる分野における、様々な世代や立場の市民が、男女共同参画に関する正しい理解を深めることができるように、学習の場を提供します。

施策の方向	具体的施策
家庭教育における男女共同参画の推進	10. 保護者に対する意識啓発の推進
就学前教育における男女共同参画の推進	11. 保育士・幼稚園教諭の男女共同参画に関する正確な理解の推進
	12. 男女共同参画の視点に立った保育・教育活動や教材選定の推進
	13. 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進
学校教育における男女共同参画の推進	14. 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
	15. 家庭科教育の充実と健全な食生活を実現するための食育の推進
	16. 固定的性別役割分担にとらわれない学校内の習慣の改善の指導
生涯学習における男女共同参画の推進	17. 社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進
	18. 子どもを預けて学習活動に参加できる託児体制の充実
	19. 生涯にわたる学習機会の充実

## 実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
10. 保護者に対する意識啓発の推進	子供の成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を図るとともに、PTA等の保護者による活動を支援します。また、男性の参加促進を図ります。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 生涯学習課
11. 保育士・幼稚園教諭の男女共同参画に関する正確な理解の推進	男女共同参画の視点を持って、保育・幼児教育を推進する研修を実施します。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園・保育所
12. 男女共同参画の視点に立った保育、教育活動や教材選定の推進	男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、保育・教育活動及び教材・資料等の選定について見直しや配慮を行い、固定的役割分担意識を容認しないよう配慮します。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園・保育所
13. 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進	固定的役割分担意識を容認しないようあらゆる職場にバランスよく配置される重要性を考え、男性保育士・幼稚園教諭の応募に関する情報提供などの取り組みを進めます。 また、補助職員においても男性の保育士・幼稚園教諭の雇用に配慮します。	秘書広報課 教育総務課 学校教育課 幼児支援課
14. 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進	男女平等教育に関する研修を充実し、学校生活全般を通じて人権教育を推進できるように教職員の認識を深めます。	教育総務課 学校教育課 小・中学校 幼稚園・保育所
15. 家庭科教育の充実と健全な食生活を實現するための食育の推進	次代を担う子どもたちが自立の意識を育み、男女が協力、相互理解の意識が培われるよう教育を進め、家族の一員としての役割を果たせるように教育を充実します。また、給食等を通して、食べ物と身体の関係や食事の楽しさ、生命の維持についても学ぶ食育を推進します。	教育総務課 学校教育課 給食センター 小・中学校 幼稚園・保育所

16. 固定的性別役割分担にとらわれない 学校内の習慣の改善の指導	男女共同参画の視点に立って、学校の諸活動などを再点検し、必要に応じ改善します。	学校教育課 小・中学校
17. 社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	社会教育に携わるものに対して、男女共同参画の視点を持って指導ができるように研修を行います。	生涯学習課
18. 子どもを預けて学習活動に参加できる託児体制の充実	子育て中の人も気軽に講演会や講座等の学習活動に参加できるよう託児支援の充実を図ります。	事業実施課
19. 生涯にわたる学習機会の充実	男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画する力をつけるため、多様化・高度化した学習需要に対応する生涯を通じた学習機会を充実します。	企画財政課 生涯学習課

## 主要課題 - 4

### メディアにおける男女共同参画の推進

インターネットや携帯電話をはじめとした高度情報通信技術の発展に伴い、様々なメディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、大人だけでなく子どもたちも含め、ますます大きくなっています。このような状況の中では、メディアと個人、個人と個人の間でやり取りされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、情報の製作者の意図や価値観が反映されていることを認識して、市民が主体的に情報を選び、読み解いていく能力（メディア・リテラシー）を高める啓発が必要です。

また、行政や関係機関の広報や発刊物についても、性別に基づく固定観念にとらわれない表現や、人権に十分配慮した表現をするよう努めていく必要があります。

施策の方向	具体的施策
男女共同参画の視点を持った表現活動の推進	20．男女共同参画の視点に立った表現の啓発
	21．不適切な表現のチェック体制の整備

### 実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
20．男女共同参画の視点に立った表現の啓発	市民に対して、男女共同参画の視点に立って男女相互の人権を尊重した表現について広報等作成指針を活用した啓発に努めます。	秘書広報課
21．不適切な表現のチェック体制の整備	企業や民間団体が発行する印刷物に男女共同参画を阻害する表現がないかチェックし、その発信者に対し改善を働きかけます。	秘書広報課 企画財政課

## 基本目標

# 男女がともにつくるまちづくり

男女共同参画社会においては、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要であります。女性の政策・方針決定過程への参画がこれからの社会づくり、まちづくりに大変重要な意味を持ててきます。現在、様々な分野への女性の参画は拡大傾向にありますが、政策・方針決定過程に参画する女性は少ないのが現状です。

また、男女共同参画の取り組みは女性の地位向上に関する国際的な規範や基準、指針等世界的な取り組みと連動して進められてきました。今後も国際社会の課題と取り組みに関心を深め、国際的視野を持った女性リーダーの育成や国際交流・協調を推進していく必要があります。

さらに、男女がともに参画することによって、新たな発展が期待できる、防災や環境分野への取り組みも重要な課題です。

## 主要課題 - 1

### 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

市行政において、施策の対象及び施策の影響を受ける市民の半数は女性であることから、市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくことは当然のことであり、また、女性が参画することによって、より多面的な考え方を政策・方針に反映させていくことができます。しかし、現状を見ますと市組織における女性の管理職、市民の代表である市議会議員、自治会長、あるいは審議会等においても、まだ十分な状況ではありません。これは男性だけでなく、女性にも固定的性別役割分担意識が根強くあるため、積極的な促進が必要であると考えられます。

市民意識調査において、「企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由」を聞いたところ、「男性優位の組織運営」(55.6%)、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」(46.8%)、「女性の側の積極性が十分でない」(43.3%)の順に高い割合を占めています。

今後は、市をはじめ、地域活動や企業等においても、企画立案から男女が共同して参画することの重要性について市民に対する啓発及び人材育成を積極的に進める環境を整えていかなければなりません。

施策の方向	具体的施策
政策・方針決定過程への女性の参画の促進	2.2. 審議会等委員への女性の積極的登用の促進
	2.3. 市立小・中学校(幼稚園含む)の校長(園長)・教頭の女性登用率の向上
	2.4. 女性(消防・一般)職員の採用・登用の促進
	2.5. 女性職員の意識を高める研修の実施
	2.6. 地域活動等の意思決定過程における女性の参画
	2.7. 企業、団体等の意思決定過程における女性の参画

## 実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
2 2 . 審議会等委員への女性の積極的登用の促進	女性委員登用状況の定期的な調査を実施し、女性委員ゼロ審議会の解消に努めます。また、女性委員比率の向上と委員公募制の積極的導入を目標とし、審議会等へ意欲のある人の参画を促します。	全 課
2 3 . 市立小・中学校（幼稚園含む）の校長（園長）・教頭の女性登用率の向上	女性教職員を管理職等に登用し、学校運営の意思決定の場への参画を進めます。	教育委員会
2 4 . 女性（消防・一般）職員の採用・登用の促進	庁内において、現状の職務分担を見直し、職場や職種等において男女の比率が大きく偏らないような、配置、職域拡大を進めます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用を図ります。	秘書広報課 総務課
2 5 . 女性職員の意識を高める研修の実施	庁内において、女性職員の管理職登用を高めるために、女性職員自身の意識改革、また企画・管理能力等を高める研修を実施します。	秘書広報課
2 6 . 地域活動等の意思決定過程における女性の参画	地域への関心を高め、地域での様々な活動の方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	総務課
2 7 . 企業、団体等の意思決定過程における女性の参画	企業や団体等に向け、ポジティブ・アクションについての情報提供やセミナー等を実施し、女性登用や人材活用の促進を働きかけます。	企画財政課 商工農政課

## 主要課題 - 2

### 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

これまで、防災の分野は「男の仕事」という概念があり、男性の視点による施策が進められてきましたが、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の大災害を契機に、防災・災害復興対策に「男女共同参画」の視点を盛り込む動きが進んでいます。国の「防災基本計画」においても、平成17年の修正では女性の参画を前提とした防災活動や防災訓練、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営等が盛り込まれ、また、平成23年及び24年の修正では、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画推進等が位置づけされました。今後、地域防災の重要な担い手として、女性リーダーの育成や防災・災害復興における政策・方針決定過程においても女性の参画を促進する必要があります。

また、環境保全の分野においては、環境問題が身近な生活環境から地球環境まで、広範かつ内容も複雑・多様化し、大きな問題となっています。そして、その原因の多くは私たちの生活スタイルや社会経済活動にあり、一人ひとりがあらゆる場面で、環境に配慮した行動をとることが求められています。循環型社会で廃棄物のリデュース（抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）等、これまではどちらかというと女性が中心に担ってきましたが、環境に対する女性の高い関心や豊かな知識や経験をより広く活かし、誰もが生活者として環境問題に取り組む必要があります。

施策の方向	具体的施策
防災・災害復興分野への女性の参画の拡大	28．男女双方に配慮した地域防災（復興）の推進
	29．男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上
	30．地域活動における女性消防団員の確保・配置促進
環境保全分野への男女共同参画の拡大	31．環境保全活動への男女共同参画の促進

## 実 施 内 容

具体的施策	実施内容	担当課
28 .男女双方に配慮した地域防災(復興)の推進	防災等の政策・方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成。地域防災(復興)対策には、男女のニーズの違いを把握して進める必要があり、地域防災計画を、男女共同参画の視点で見直します。	総務課 都市開発課 都市管理課
29 .男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上	地域コミュニティにおける男女の参画や災害・防災に関する知識の修得を進め、定期防災訓練の参加を図る。防災に対する意識を向上し消防団における女性の活躍を促進します。	総務課
30 .地域活動における女性消防団員の確保・配置促進	女性防火クラブの組織の強化を図り、地域活動で女性消防団員として育成し、防災の要として配置を促進して積極的に参加できるよう支援します。	総務課
31 .環境保全活動への男女参画の促進	環境に対する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広く活用されるよう、環境問題に関する情報や交流の場の提供及び地域における環境学習を推進します。	環境課

## 主要課題 - 3

### 国際化に対応した男女共同参画の推進

日本における男女共同参画の推進は、「女子差別撤廃条約」、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」等女性の地位向上に関する国際的な取り組みと連動して進められてきました。国際社会の課題と取り組みに関心を深めることは、男女共同参画を進めるうえでも必要であり、国際的な規範や基準、取り組みの方針を市民に周知するとともに、国際的視野を持った女性リーダーの育成や国際交流・協調を推進していくための人材の育成を図る必要があります。

瑞穂市には、留学生をはじめ多くの外国籍の人が居住しています。国籍の違いによる言語、文化や習慣の違いから日常生活で困ることのないよう認め合いお互いに理解を深めるため、外国語による生活情報の提供や相談体制の充実、日本語支援等、共に住みよい地域社会づくりを推進します。

施策の方向	具体的施策
国際的な男女共同参画に関する理解の促進	32．国際理解の啓発の推進
	33．市民による国際交流・国際協力への支援

### 実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
32．国際理解の啓発の推進	異なる文化や生活習慣に対する理解と認識を深めるために、学校や生涯学習等のあらゆる機会において、国際理解のための啓発を推進します。また、多様な言語での確に情報提供できるよう努めます。	秘書広報課 教育委員会 市民部 福祉部
33．市民による国際交流・国際協力への支援	国際交流のための語学ボランティアやホームステイ受け入れ家庭等の市民の手による国際交流活動を支援します。	秘書広報課

## 基本目標

# だれもが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会は、性別のみならず、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、その人がもてる力を最大限に発揮し、お互いに支えあって、安心して暮らせる社会であるべきです。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、仕事、家庭生活、地域生活の活動にと個性と能力をあらゆる分野に発揮できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭における環境づくりは最も重要であり、男女共同参画の原点です。男女ともに家族として、相互に理解し、責任を担い、仕事、育児や介護を両立できるように相互の参画が不十分な状況を認識し、社会がこれを支援していかなくてはなりません。

また、少子・高齢化が進展する中、介護サービス等の福祉施策の充実を図るとともに、高齢者や障がい者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、自立を基本とした、社会を支える重要な一員としてその役割を積極的にとらえる必要があります。

さらに、働くことは、人々が生きていくうえでの経済的基盤であると同時に、人生を豊かに生きるための自己実現の場でもあり、社会貢献の場でもあることから、男女共同参画社会の実現にとって、雇用の分野は極めて重要な意味をもっています。女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な働き方に応じた適切な労働条件が確保される職場づくりを事業者に働きかけるとともに、女性の再就職や起業支援を行うことも必要です。男性も仕事中心の生活から職場・家庭・地域の均衡の取れた生活へ転換できるよう、国や県の取り組みと連動して事業者に啓発していくことも男女共同参画の推進にとって重要なことです。

## 主要課題 - 1

### 男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援

少子高齢化や女性の社会進出等の社会情勢の変化により、市民一人ひとりの価値観やライフスタイルは多様化しています。また、非正規雇用や長時間労働が問題となる中、働き方や家庭生活、地域生活への関わり方を見直し、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが求められています。ワーク・ライフ・バランスは、女性や夫婦と子どもから成る世帯だけの問題ではなく、男性も含めたあらゆる個人の、また、あらゆる家族形態の問題となっています。

男女がともに家庭における役割と責任を担うことができるよう、就業形態の見直しや、仕事と子育て、仕事と介護の両立のための制度の定着を促進します。

また、ライフスタイル、就業形態等の変化に伴う多様な保護者のニーズに対応した子育ての環境整備の充実を図り、さらに子育て支援活動を行う市民グループへの育成と支援を行いながら、家庭にいる母親等の孤立化や不安の解消を図るために相談・支援体制を強化します。

施策の方向	具体的施策
仕事と家庭生活・地域生活の両立に向けた啓発の推進と支援	34．家庭・地域における男女共同参画意識浸透のための啓発活動推進
	35．男性の家庭生活等への参画の促進
	36．仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実
	37．仕事と子育て・仕事と介護の両立のための職員採用の推進
	38．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	39．企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進
	40．保育所待機児童解消対策の推進

	4 1 . 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実
	4 2 . 子育て相談の充実
	4 3 . 子育て支援情報の充実
	4 4 . 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
	4 5 . 子育てサークルの育成支援
	4 6 . 子育て支援グループの育成支援
	4 7 . ファミリー・サポート・センター事業の充実

**実 施 内 容**



具体的施策	実施内容	担当課
3 4 . 家庭・地域における男女共同参画意識浸透のための啓発活動推進	市の広報、ホームページ等での情報提供等、あらゆる機会を利用して、家庭における男女共同参画の意識の浸透を図ります。	企画財政課 秘書広報課
3 5 . 男性の家庭生活等への参画の促進	育児や介護が女性に偏らないため、男性のための育児や介護講座等を実施し、男性の家庭生活等への参加意識の醸成を促進します。	企画財政課 福祉生活課 健康推進課
3 6 . 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実	育児・介護休業制度についての情報提供と普及に努め、取得促進を図ります。	企画財政課 福祉生活課
3 7 . 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための職員採用の推進	庁内における育児・介護休業の取得促進を図り、男性の育児休業の取得促進や代替要員の確保に努めます。	秘書広報課
3 8 . 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。また、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。	企画財政課 商工農政課

39. 企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進	企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取り組み事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努め、両立支援に向けた企業等の取り組み促進を働きかけます。また、育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について働きかけます。	企画財政課 商工農政課
40. 保育所待機児童解消対策の推進	仕事と子育て等の両立支援の一環として、待機児童解消に向けて、計画的に保育所定員について拡充していきます。	教育総務課 幼児支援課
41. 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実	低年齢時中途入所、延長保育、一時保育、障がい児保育、病後児保育の充実を図ります。	教育総務課 幼児支援課
42. 子育て相談の充実	子育て家庭の不安解消のため、男女共同参画の視点に配慮した子育て親子の交流や相談の場づくりを支援し、地域における子育て支援環境の充実に取り組みます。	幼児支援課
43. 子育て支援情報の充実	市広報、ホームページや子育て支援センターだより等を利用して、子育て支援情報を提供します。	秘書広報課 幼児支援課
44. 放課後児童クラブ(学童保育)の充実	地域に根ざした、放課後児童クラブ(学童保育)の運営の充実を図ります。	教育総務課 幼児支援課
45. 子育てサークルの育成支援	子育て支援センター等において、子育てサークルの育成を図り、活動に必要な情報や場所の提供等を行います。	幼児支援課
46. 子育て支援グループの育成支援	子育て支援グループと連携した事業を行いながら、子育て支援グループの育成を図ります。	幼児支援課
47. ファミリー・サポート・センター事業の充実	利用しやすい育児の相互支援等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する団体の設立支援・相談体制の充実を図ります。	幼児支援課

## 主要課題 - 2

### 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて健やかに生活するには、心身ともに健康であることが前提となります。

女性は母性機能による男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、お互いが身体的特徴の違いに理解を深め合い、人権を尊重しながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことが、男女共同参画を進めるうえで極めて重要です。

そのためには、自らの心身及びその健康について正確な情報を収集し、主体的に行動し、健康を享受できるよう生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。

施策の方向	具体的施策
生涯を通じた健康づくりの推進	48．ライフステージに応じた健康保護対策の充実
	49．食育の推進
	50．健康相談の充実
母性保護と母子保健のサービスの充実	51．母性保護と母子保健施策の充実

## 実 施 内 容

具体的施策	実施内容	担当課
48．ライフステージに応じた健康保護対策の充実	生涯を通じ、健康や健康維持等を推進するため、健康診査、検診の受診促進や健康教育等を推進します。	健康推進課
49．食育の推進	健全な食生活を実現するための能力を養成するための食育を推進します。	健康推進課
50．健康相談の充実	心の悩みや体の悩み、更年期に関する悩み等について窓口相談、電話相談等健康相談窓口を充実します。	健康推進課
51．母性保護と母子保健施策の充実	母性は次世代を生むという重要な社会機能であるという認識を深めるよう、若い世代からの意識啓発を推進します。母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの一貫した健康診査、保健指導、相談等のサービスを充実します。	健康推進課

## 主要課題 - 3

### 社会的支援にかかわる環境の整備と支援

高齢化が進む中、高齢社会に対応した条件整備は緊要な課題となっています。「市民意識調査」結果によると、家庭内の介護の分担は「夫婦」が14.8%、「妻」が14.6%となっており、また要介護高齢者等の数は今後も増加が予測されています。介護の負担を要介護人の家族、とりわけ女性に偏ることなく、社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度について、今後一層の円滑な運営とサービスの充実を図って高齢者の介護に男女が協力して問題を解決していくことは、男女共同参画の推進につながります。

また、社会のあらゆる分野ですべての人が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、自立を容易にする社会環境整備にあたっては、施策の立案・実施等に関し、あらゆる家族形態の実情を把握し、ニーズが十分反映されるよう努めなければなりません。

施策の方向	具体的施策
高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	5 2 . 介護サービスの充実
	5 3 . 在宅福祉サービスの充実
	5 4 . 高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実
高齢者等の社会参画と生きがい対策の充実	5 5 . 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進
	5 6 . 高齢者健康講座の充実
	5 7 . 老人クラブ活動への支援の充実
	5 8 . 障がい者の就労の促進
あらゆる家族形態に対応した支援の充実	5 9 . ひとり親家庭や障がい者及びその家族への生活及び自立支援の充実

## 実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
52. 介護サービスの充実	高齢者等が在宅や施設において安心して生活できるとともに介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくために介護サービスの充実を図ります。	福祉生活課
53. 在宅福祉サービスの充実	高齢者や障がい者の生活の質を向上させ、介護する人の支援体制を整備します。	福祉生活課
54. 高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実	高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や相談を実施します。	福祉生活課
55. 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進	高齢者等が社会との関わりをもち続けることができるように、社会参画に関する広報による啓発・情報提供を行います。 また、社会福祉協議会との連携によりボランティアの育成や活動機会の拡充に努めます。	福祉生活課
56. 高齢者健康講座の充実	介護予防を含めた健康づくりを支援するための講座を開催します。	福祉生活課 健康推進課
57. 老人クラブ活動への支援の充実	高齢者の自主組織である老人クラブの活動への支援を行ないます。さらに、女性の役員登用等、男女共同参画の視点に立った運営を促進します。	福祉生活課
58. 障がい者の就労の促進	障がい者がその能力を十分発揮できるよう、就労の場の拡大と就労支援の充実や障がい者の就労促進に取り組む家族や中間支援団体等に対する支援に努めます。	福祉生活課
59. ひとり親家庭や障がい者及びその家族への生活及び自立支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。また、障がい者及びその家族へのきめ細やかな相談体制と必要な情報を的確に提供します。	福祉生活課

## 主要課題 - 4

### 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

働きたい人が均等にその能力が発揮できる社会づくりは、基本的人権に深く関わりるとともに、多様な人材の活用を促し、経済社会の活力となるものです。国においても、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正、育児・介護休業法等の制度面における職場環境の整備を進めてきました。

しかしながら、一方では、固定的性別役割分担意識を反映して、女性労働者に対する差別的な事例がいまなお多く見られ、こうした雇用面における男女格差の是正が急がれています。

「市民意識調査」によると、職場において男女の地位が不平等であると感じている市民は半数以上にのぼっています。男女がともに働きやすい職場環境をつくるための様々な啓発を行うとともに、法律、制度の周知を図ります。

また、妊娠、出産等を機に離職した女性に対して、再就職や起業の支援の整備を促進します。

施策の方向	具体的施策
職場における男女共同参画推進のための環境整備	60．男女雇用機会均等法等の法律、制度の周知
	61．セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発の実施
	62．相談窓口の情報提供と充実
男女の多様な働き方の支援	63．企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進
	64．再就職希望者への支援の充実
	65．女性の職業能力開発講座の充実
	66．女性の職場環境の充実

## 実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
60 . 男女雇用機会均等法等の法律、制度の周知	市の広報、ホームページ等を活用して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法についての周知に努めます。	企画財政課 秘書広報課
61 . セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発の実施	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントのない働きやすい職場環境の整備についての啓発に努めます。	企画財政課 秘書広報課
62 . 相談窓口の情報提供と充実	労働に関する相談窓口の情報提供と関係機関との連携による相談の充実を図ります。	福祉生活課 商工農政課
63 . 企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進	企業等に対し、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、就業形態や職場慣行の見直しについて啓発します。また、多様な働き方に関する情報提供やフレックスタイム制度、短時間勤務制度等の利用を企業等に奨励します。	企画財政課 商工農政課
64 . 再就職希望者への支援の充実	育児や介護等のために退職した女性の再就職等へのチャレンジを情報提供や相談体制を支援します。また、企業等に対して、再雇用制度や職場復帰プログラム等の整備を働きかけます。	福祉生活課 商工農政課
65 . 女性の職業能力開発講座の充実	就業に役立つ講座、キャリアアップのための実務講座を充実させます。	福祉生活課
66 . 女性の職場環境の充実	女性が働きながら育児と両立できる職場内託児所の設置を企業と共同して進め職場環境の整備の充実を推進します。また、女性の就業意識や積極性を高めるための啓発や情報提供を実施します。	幼児支援課 企画財政課 商工農政課

# 第4章 基本計画の推進体制

## 1. 推進組織体制

瑞穂市男女共同参画基本計画を実現するためには、第3章に定めた事業を着実に実施していくことが必要です。

そのため、男女共同参画基本計画の策定及び基本目標に向けた施策を実施するにあたり、広範かつ多岐にわたる取り組みの整合性を図り、総合的かつ効率的に推進するため市民の代表で構成される審議機関として「瑞穂市男女共同参画推進審議会」を設置し、広く意見を取り入れます。

さらに、庁内の横断的な組織として関係部署で形成する、「男女共同参画推進会議」を置き、その補助及び所掌事項を円滑に推進するため「ワーキングチームによる体制」を築き、全庁で基本計画実施プランに向けて整備・強化を図ります。

## 2. 市民と行政の協働による推進

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではなく市民と協働して進めていくものです。基本計画の推進は、より効果的により実効性のあるものにするために、市民一人ひとりの協力は無論のこと、市民団体、非営利団体（NPO）、関係団体と連携を密にして、あらゆる分野に男女共同参画の視点で諸施策に反映させていきます。

具体的施策	実施内容	担当課
市民団体・グループ等との連携・支援	男女共同参画を推進する団体、NPOを支援し、連携協力を深めながら啓発活動をはじめとして男女共同参画の取り組みを協働して実施します。	企画財政課
公募委員制の導入	広く市民等の意見を反映させるため、委員の公募制度の積極的な導入を図ります。	全 課
パブリックコメントの実施	計画の見直し等の重要な施策について、パブリックコメントの実施により多くの市民の意見を反映させます。	全 課
市民意識調査の実施	男女共同参画に対する市民の意識を適宜調査し、市民に対する意識の浸透度や施策効果の検証を行います。	企画財政課

# 瑞穂市男女共同参画基本計画目標指標

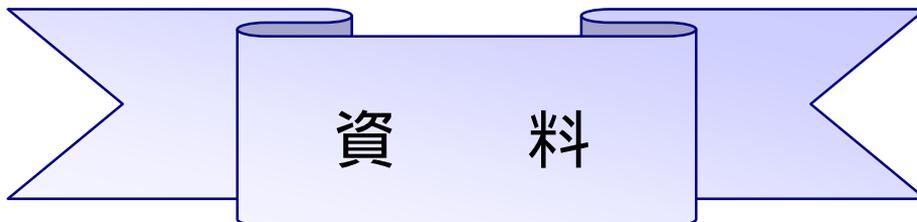
\* . . . (目標値を定めない項目とする)  
 市民意識調査 . . . (平成21年1月・平成25年12月調査実施結果)

基本目標	主要課題	指標項目	策定時 平成21年度	現状値 平成25年度	目標指標		把握方法及び 担当課等
					前期 平成26年度	後期 平成31年度	
意識改革による人づくり	1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発	・男女共同参画社会基本法という用語の周知度	(52/974人) 5.3%	(132/754人) 17.5%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課
		・「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識	(121/974人) 12.4%	(62/729人) 8.5%	0.0%	0.0%	市民意識調査 企画財政課
	2. 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	・あらゆる機会をとらえて、家庭、教育、職場、地域における意識啓発を推進し、人権尊重についての理解を深める	⇒	⇒	↗	↗	福祉生活課
		・女性の人権擁護委員の割合	(2/6人) 33.0%	(3/7人) 42.9%	33.0%	(3/7人) 42.9%	福祉生活課
		・DV防止法周知度	(273/974人) 28.0%	(217/754人) 28.8%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課
		・パートナーからの暴力を受けた際の対応で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合	(31/49人) 63.3%	(31/84人) 36.9%	0.0%	0.0%	市民意識調査 企画財政課
		・DVにあったときの相談窓口を知らない人の割合	(7/31人) 22.6%	(4/31人) 12.9%	0.0%	0.0%	市民意識調査 企画財政課
		・中学生におけるDVに対する理解の普及(中学校における授業等での周知の実施率)	⇒	(3/3校) 100%	100.0%	100.0%	学校教育課
	3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	・保護者への啓発の充実(啓発実施校の割合)	⇒	30.0%	50.0%	50.0%	学校教育課
		《H27新規》親子料理教室の子どもの参加者に占める男性の割合(瑞穂市食生活改善協議会)	-	-	-	50.0%	健康推進課
		・家庭生活における男女の平等感	(288/974人) 29.6%	(269/717人) 37.5%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課
		・男女共同参画の視点に立った保育(教育)に配慮する	⇒	70.0%	↗	80.0%	幼児支援課 学校教育課
・男性の保育士・幼稚園教諭の採用数		1人	0人	3人	3人	秘書広報課	
・学校教育における男女の平等感		(481/974人) 49.4%	(418/702人) 59.5%	60.0%	70.0%	市民意識調査 企画財政課	
・小・中学校の男女平等教育パンフレットを活用した授業の推進		⇒	0.0%	⇒	⇒	学校教育課	
《H22新規》小・中学校生徒の会長における女性の割合		H22追加 40.0%	50.0% 内小学校57.1%	50.0%	50.0%	学校教育課	
・各世代、各分野における男女の地位の平等の意識を高める	⇒	⇒	↗	↗	生涯学習課		
・地域社会における男女の平等感	(318/974人) 32.6%	(279/713人) 39.1%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課		
4. メディアにおける男女共同参画の推進	・市の広報、出版物等における男女差別につながらない表現の促進	⇒	⇒	↗	↗	秘書広報課	
	・情報の発信者に対して、性別による固定的な役割分担を助長、連想させるような表現に対して留意し、男女を平等な関係で表現するように啓発	⇒	⇒	↗	↗	企画財政課	

基本目標	主要課題	指標項目	策定時 平成21年度	現状値 平成25年度	目標指標		把握方法及び 担当課等	
					前期 平成26年度	後期 平成31年度		
男女がともにつくるまちづくり	1. 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	・市議会議員の女性の割合	(2/20人) 10.0%	(2/18人) 11.1%	30.0%	30.0%	企画財政課	
		・地方自治法第202条の3に基づく審議会等の委員における女性の割合	(46/143人) 32.2%	(134/433人) 30.9%	40.0%	40.0%	企画財政課	
		・地方自治法第180条の5に基づく委員会等(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会)における女性の割合	(5/41人) 12.2%	(5/41人) 12.2%	30.0%	30.0%	企画財政課	
		・女性のいない審議会等の割合	(6/13) 46.2%	(10/36) 27.8%	0.0%	0.0%	企画財政課	
		・委員公募制のある審議会数	審議会数 (内、委員公募制のある審議会数)	13 (7)	19 (7)	30 (30)	30 (30)	企画財政課
		・市が委嘱する各種委員(社会教育委員、社会教育指導員、社会教育推進員、青少年育成推進員、体育指導委員等)における女性の登用率	(23/163人) 14.1%	(25/171人) 14.6%	(44/163人) 27.0%	(44/163人) 27.0%	生涯学習課	
		・PTA会長の女性の割合	(1/11人) 9.1%	(1/11人) 9.1%	(3/11人) 27.3%	(3/11人) 27.3%	生涯学習課	
		・市立小・中学校(幼稚園含む)の校長(園長)・教頭の女性の割合	(2/22人) 9.1%	(5/22人) 22.7%	(5/22人) 22.7%	(5/22人) 22.7%	学校教育課	
		・自治会長における女性の登用率	(1/95人) 1.1%	(4/97人) 4.1%	・	↗	総務課	
		・女性一般行政職員(保育士、幼稚園教諭を除く)の割合	(60/205人) 29.3%	(56/201人) 27.9%	35.0%	35.0%	秘書広報課	
	《H27新規》一般行政職(保育士、幼稚園教諭を除く)の管理職に占める女性の割合		(1/33人) 3.0%		20.0%	秘書広報課		
	2. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進	・防災会議への女性委員の登用数	0人	2人	数人	3人	総務課	
・女性消防職員採用の拡充		1人	1人	3人	3人	総務課		
・男女のニーズを取入れた応急災害支援の検討委員会設置		無	無	設置	設置	総務課		
・防災・災害復旧分野における女性消防団員の配置の割合		0人	0人	5人	5人	総務課		
・環境問題について出前講座等の学習する機会を充実		1回	2回	5回	5回	環境課		
・地球温暖化対策実行計画・廃棄物基本計画等の環境分野策定委員の女性の割合		(2/12人) 16.7%	(13/97人) 13.4%	50.0%	50.0%	環境課		
3. 国際化に対応した男女共同参画の推進	・学校や生涯学習の場等で、国際理解のための啓発を推進	⇒	⇒	↗	↗	学校教育課 生涯学習課		
	・市民レベルの国際交流の支援の充実	⇒	⇒	↗	↗	秘書広報課		
	・外国人が安心して暮らせる生活にかかる情報提供や相談の充実	⇒	⇒	↗	↗	秘書広報課 市民部 福祉部		

基本 目標	主要課題	指標項目	算定時 平成21年度	現状値 平成25年度	目標指標		把握方法及び 担当課等
					前期 平成26年度	後期 平成31年度	
1. 男女の仕事と家庭生活・地域生活の 両立支援	・「育児・介護休業法」等の普及割合		(317/974人) 32.5%	(462/754人) 61.3%	50.0%	80.0%	市民意識調査 企画財政課
	・延長保育の時間帯の延長		7:30～19:00	西・南保育 17:00～19:00 上記以外の保育 所は7:30～19: 00(又は19: 30)	7:30～19:00	7:30～19:00	幼児支援課
	・延長保育実施保育所数		8ヶ所	10ヶ所	8ヶ所	11ヶ所	幼児支援課
	・《H27新規》時間外保育利用者数		—	166人/年	—	195人/年	幼児支援課
	・一時保育実施保育所数		4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	幼児支援課
	・一時保育利用者数 (正確な数値とするため、目標を年間の延べ利用者数に変更)		(104人/月)	3238人/年	(110人/月)	3181人/年	幼児支援課
	・3歳未満児保育実施保育所数		7ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	幼児支援課
	・3歳未満児保育利用者数		184人	233人	210人	270人	幼児支援課
	・病児(病後児)保育の保育所数		0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	幼児支援課
	・放課後児童クラブ数		7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	幼児支援課
	・放課後児童クラブ利用者数		137人	206人(平日) 230人(夏季)	210人	363人	幼児支援課
	・保育所待機児童数		15人	32人 H26.7.1現在	0人	0人	幼児支援課
	・市の男性職員の配偶者出産休暇取得率		(3/12日) 25.0%	(4/6日) 66.7%	100%	100%	秘書広報課
	・市の男性職員の育児休業取得者数		0人	0人	1人以上	1人以上	秘書広報課
・子どもの教育への男性の参加割合(夫婦協働)		(310/745人) 41.6%	(208/601人) 34.6%	60.0%	60.0%	市民意識調査 企画財政課	
2. 生涯を通じた男女の健康支援	・健康診断受診率	30歳代健康診査 子宮頸がん検診 乳がん検診 胃がん検診 大腸がん検診	(619/9090人) 6.8% (2321/20276人) 11.4% (3970/16818人) 23.6% (1617/28659) 5.6% (3167/28659人) 11.1%	(467/8361人) 5.6% (2572/20894人) 12.3% (2884/17716人) 16.3% (1022/26266 人)3.9% (3247/26266人) 12.4%	8.0%	8.0%	健康推進課
	・ライフステージに応じた健康づくり、健康教育、相談の支援		⇒	⇒	⇒	⇒	健康推進課
	・妊婦教室への男性参加割合		(51/319人) 16.0%	(61/174人) 35.1%	20.0%	40.0%	健康推進課
	・母子健康手帳交付時の男性の参加率		(95/548人) 17.3%	(87/656人) 13.3%	20.0%	20.0%	健康推進課
	・社会的支援にかかわる環境の整備と支援						
3. 社会的支援にかかわる環境の整備と支援	・社会福祉協議会による人権相談の開設回数		24回	12回	24回	24回	福祉生活課
	・地域で支えるシステムの整備		⇒	⇒	⇒	⇒	福祉生活課
	・就労意欲のある高齢者に対する就労支援事業利用者数		233人	160人	250人	250人	福祉生活課
	・就労意欲のある障がい者に対する相談支援事業実施事業者数		5カ所	5ヶ所	5カ所	5ヶ所	福祉生活課
	・福祉サービス利用に対する理解の普及		⇒	⇒	⇒	⇒	福祉生活課
	・ボランティア登録者数		1480人 (女性1213人) (男性 267人)	1697人 (女性1359人) (男性338人)	1600人 (女性1300人) (男性 300人)	1800人 (女性1400人) (男性400人)	福祉生活課
4. 雇用等の分野における男女の均等な機 会と待遇の確保	・職場における男女の平等感		(163/974人) 16.7%	(183/701人) 26.1%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課
	《H27新規》ワーク・ライフ・バランスの認知度 (「内容を知っている」又は「聞いたことがある」と回答した人の割合)			(448/754人) 59.4%		65.0%	市民意識調査 企画財政課
	・セクシュアル・ハラスメントの被害者数		94人	39人	0人	⇒	市民意識調査 企画財政課
	・男女雇用機会均等法の周知度		(449/974人) 46.1%	(481/754人) 63.8%	60.0%	70.0%	市民意識調査 企画財政課
	・一旦家庭に入った女性の再就職を支援する県合同セミナーの実施回数		0回	0回	1回	1回	商工農政課
	・女性のための再就職・起業に関する相談窓口の充実		無	設置済	就職起業情報 検索コーナー 設置	就職起業情報 検索コーナー 拡充	商工農政課 生涯学習課
	・パソコン、簿記等の実務講座の充実		⇒	⇒	⇒	⇒	福祉生活課 生涯学習課

だれもが安心して暮らせる環境づくり



男女共同参画社会基本法

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり  
条例

瑞穂市男女共同参画推進条例

瑞穂市附属機関設置条例

瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱

瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿

市民意識調査結果

瑞穂市男女共同参画基本計画策定の経過

用語解説

## 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

### 男女共同参画社会基本法

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条 第十二条)

##### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

##### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

ない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じな

ればならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、

委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)

の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改

正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

平成十五年十月九日

条例第四十九号

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例をここに公布する。

### 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

#### 目次

##### 前文

第一章 基本的な考え方など（第一条 第八条）

第二章 男女共同参画を進めるために必要な施策（第九条 第十九条）

第三章 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会（第二十条 第二十七条）

第四章 その他（第二十八条）

##### 附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。二十一世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

#### 第一章 基本的な考え方など

##### （目的）

第一条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が

平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第二条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第三条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

- 一 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- 二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- 三 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- 四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- 五 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第四条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第六条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第七条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市

町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第八条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

## 第二章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するとき、あらかじめ、次の手続をとります。

一 県民および事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

二 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第十条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第十一条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第十二条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第十三条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第十四条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくな

るように努めます。

(事業者への協力依頼)

第十五条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第十六条 知事は、県民などとともにも男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

一 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

二 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

一 その活動に役立つ情報を提供すること。

二 その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第十七条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年十一月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第十八条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

一 男女共同参画を進めるための施策に関すること。

二 性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第十九条 知事は、毎年一回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第三章 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会

(設置)

第二十条 県は、岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行い

ます。

- 一 男女共同参画計画の策定
- 二 男女共同参画計画の変更
- 三 県民などからの苦情などに対する対応
- 四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べるができます。

(組織)

第二十一条 審議会は、委員十五人以内とします。

- 2 委員は、知事が任命します。
- 3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の四割未満とならないようにします。
- 4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 委員は、再任されることができます。

(会長および副会長)

第二十三条 審議会に、会長および副会長を置きます。

- 2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。
- 3 副会長は、会長が指名します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第二十四条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第二十五条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

- 2 特別委員は、知事が任命します。
- 3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第二十六条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

- 2 部会の委員は、会長が指名します。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第二十七条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

#### 第四章 その他

##### (委任)

第二十八条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

##### 附 則

この条例は、平成十五年十一月一日から施行します。ただし、第九条第二項（第二号に係る部分に限ります。）、第十八条第二項および第三章の規定は、平成十六年四月一日から施行します。

# 瑞穂市男女共同参画推進条例

平成 22 年 12 月 17 日

条例第 32 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 8 条）

第 2 章 権利侵害の禁止等（第 9 条・第 10 条）

第 3 章 基本的施策等（第 11 条 第 18 条）

第 4 章 瑞穂市男女共同参画推進審議会（第 19 条 第 22 条）

第 5 章 その他（第 23 条）

### 附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定等、男女平等の実現に向けた取組みが行われてきた。

瑞穂市は、揖斐川、長良川が流れる自然豊かな地で、交通アクセスも良く、住宅地として発展を続けるまちであり、女性の社会進出が一層促進されつつある。本市が、さらに活力ある住みやすいまちとして発展していくために、今まで以上に男女がお互いの特性を認め合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮し、対等な立場で家庭、地域、学校、職場等のあらゆる社会分野に参画し、ともに人としての責任を分かち合う共同参画社会の実現を目指している。

私たち市民は、「おもいやり」、「ささえあい」の精神に基づき、次世代を担う子どもたちのためにも、平和で生き生きとした夢のある社会の実現を求め、協働して男女共同参画の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、市民団体、教育関係者及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め

ることにより、その施策を市と市民等がともに総合的かつ計画的に推進することにより市における男女共同参画社会を実現させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野(以下「社会分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女間の格差が生じていると認められている部分について、男女のいずれか一方に積極的に機会を提供することをいう。

(3) 市民 市内に住所を有し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。

(4) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。

(5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育及び保育に携わる者をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他団体をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又はパートナー等に対する身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力及び当該暴力的行為に付随して生じる乳幼児又は高齢者への暴力的な行為をいう。

(8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、又は当該相手方に不利益を与える行為をいう。

(9) 協働 市と市民等が、共通の目的を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるよう

に、能力、情報等を提供し、協力し合うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女の人権の尊重 男女が個人として尊重され、社会分野において性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に同等に参画することができること。

(5) 国際的協調 国際的な取組み及び在住外国人への理解のもとに、男女共同参画社会の形成のための取組みが行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関し、国、県及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民等との協働に努めなければならない。

3 市は、率先して男女共同参画を推進する職場として、男女がともに働きやすい職場環境の整備等に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現についての理解を深め、社会分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努

めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めるとともに、当該団体の方針の決定、計画の立案等において、男女がともに参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画し、能力を発揮できるよう努めなければならない。

2 事業者は、男女がともに、職業生活、家庭生活、地域生活等を両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市、市民、市民団体、教育関係者及び他の事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 権利侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 すべての人は、社会分野において性別による差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他人権を侵害する行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

### 第3章 基本的施策等

#### (基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するにあたっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、第4章に規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 市長は、基本計画を変更するときは、前3項の規定に準じて手続を行うものとする。

#### (積極的改善措置)

第12条 市は、市のすべての委員会、審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講じて、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、あらゆる分野の意思決定の過程において、男女の参画する機会に格差が生じないように市民等と協力し、改善に努めるものとする。

#### (情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ、実効性のあるものにするため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

#### (広報活動等)

第14条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報活動の充実その他の適切な措置を講ずるものとする。

#### (学習の支援等)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画についての関心や理解を深めるための学習を支援し、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な援助ができるよう努めるものとする。

#### (推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ効率

的に推進するため、その組織の充実及び強化に努めるものとする。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点機能を整備するよう努めなければならない。

( 苦情、相談等への対応 )

第 17 条 市は、市民等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為についての苦情、意見及び相談（以下「苦情等」という。）がある場合は、これを受け付け、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による苦情等に対し適切に対応するため必要があると認めるときは、第 4 章に規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

( 公表 )

第 18 条 市長は、毎年、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の進捗状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

#### 第 4 章 瑞穂市男女共同参画推進審議会

( 設置 )

第 19 条 市における男女共同参画の推進に関する総合的施策その他重要事項の調査及び審議等を行うため、瑞穂市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査、審議及び答申するものとする。

( 1 ) 基本計画の策定及び変更並びに進捗状況に関する事項

( 2 ) 第 17 条の苦情等への対応に関する事項

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の実施について、市長に意見を述べることができる。

( 組織 )

第 20 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

( 1 ) 公共的団体等が推薦する者

( 2 ) 識見を有する者

( 3 ) 公募により選任された者

( 4 ) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。

4 委員の委嘱については、公募制度の積極的な導入を図り委員の総数の2割以上を占めるようにするものとする。ただし、公募による委員がその定数に満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。

5 男女いずれか一方の委員の数は、総委員数の10分の4未満であってはならない。

( 任期 )

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

( 会長及び副会長 )

第22条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、会務を総理するほか、審議会の会議を招集し、その議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第5章 その他

( 委任 )

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際現に策定されている瑞穂市男女共同参画基本計画（平成22年3月25日策定）は、第11条に規定する基本計画とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に瑞穂市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、その残任期間とする。

## 瑞穂市附属機関設置条例

平成 20 年 9 月 30 日

条例第 30 号

改正 平成 20 年 12 月 25 日条例第 42 号

平成 21 年 3 月 26 日条例第 2 号

平成 21 年 12 月 24 日条例第 18 号

平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号

平成 22 年 8 月 27 日条例第 26 号

平成 22 年 12 月 17 日条例第 35 号

平成 23 年 6 月 24 日条例第 11 号

平成 23 年 9 月 30 日条例第 13 号

平成 23 年 12 月 20 日条例第 23 号

平成 24 年 6 月 27 日条例第 14 号

平成 24 年 12 月 20 日条例第 32 号

平成 25 年 3 月 19 日条例第 6 号

平成 26 年 3 月 18 日条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等（以下「審議等」という。）を行うものとする。

(組織)

第 4 条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

( 委任 )

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員 ( 瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。 ) である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則 ( 平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日条例第 4 2 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 1 年 3 月 2 6 日条例第 2 号 )

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日条例第 1 8 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 2 年 3 月 2 6 日条例第 3 号 )

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 2 2 年 8 月 2 7 日条例第 2 6 号 )

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、第 2 条の規定による改正後の瑞穂市附属機関設置条例第 4 条第 2 項により委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則 ( 平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日条例第 3 5 号 )

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第32号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表市長の瑞穂市総合計画策定審議会の項の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則（平成26年3月18日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
------------	-------	--------	------	--------	-------	---------

機関						
市長	瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会	瑞穂市まちづくり基本条例(平成23年瑞穂市条例第13号)第21条に規定する事項を審議すること。	15人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	2年	企画部 企画財政課
市長	瑞穂市総合計画策定審議会	総合計画の策定について調査及び審議すること。	20人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	計画策定終了まで	企画部 企画財政課
市長	瑞穂市地域公共交通会議	市民生活に必要な旅客運送の確保及び旅客の利便性の向上を調査し、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を総合的に協議すること。	25人以内	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3に規定する者	2年	総務部 総務課
市長	瑞穂市母子保健連絡協議会	母子保健事業の総合的な施策について、調査及び審議すること。	20人以内	地域医師会を代表する者 識見を有する者 保健・医療・福祉・教育関係者 その他市長が適当と認める者	2年	福祉部 健康推進課
市長	瑞穂市食育推進会議	食育推進計画の策定及び実施に関すること並びに食育の推進	20人以内	識見を有する者 関係団体の代表者	2年	福祉部 健康推進課

		に関する重要事項を調査及び審議すること。		その他市長が適当と認める者		
市長	瑞穂市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の発生に際し医学的な見地から調査報告を行うこと。	7人以内	地域医師会が推薦する医師 専門医師 行政関係者 その他市長が適当と認める者	報告終了まで	福祉部健康推進課
市長	瑞穂市健康増進計画策定委員会	健康増進計画の策定及び住民の健康づくりの推進に関する施策に係る重要事項を調査及び審議すること。	15人以内	識見を有する者 関係団体の代表者 その他市長が適当と認める者	2年	福祉部健康推進課
市長	瑞穂市要保護児童対策地域協議会	虐待防止等の総合的な施策について、調査及び審議すること。	15人以内	民生・児童委員の代表者 人権擁護委員 児童福祉関係者 その他市長が適当と認める者	1年	福祉部福祉生活課
市長	瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会	老人福祉計画の策定及び推進について調査及び審議すること。	15人以内	保健・医療・福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	3年	福祉部福祉生活課
市長	瑞穂市地域ケア会議	(1) 高齢者の生活支援を行うための	20人以内	医師 福祉施設の職員	1年	福祉部福祉生

		総合的サービスの調査及び調整に関すること。 (2) 養護老人ホーム等への入所措置の開始及び変更、入所の継続等の要否の判定を行うこと。	内	民生・児童委員 サービス事業者 その他市長が適 当と認める者		活課
市長	瑞穂市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送に関し、その必要性、安全性、利便性等総合的に協議すること。	12 人以 内	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の8に規定する者	2年	福祉部 福祉生 活課
市長	瑞穂市障害者計画等策定委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定について調査及び審議すること。	12 人以 内	障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適 当と認める者	計画 策定 終了 まで	福祉部 福祉生 活課
市長	瑞穂市障害者自立支援協議会	障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者で連携し、支援体制を協議し、連絡調整すること。	20 人以 内	障害者(児)、 その家族その他 障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適 当と認める者	2年	福祉部 福祉生 活課
市長	瑞穂市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定について調査及び審議すること。	15 人以 内	地域福祉関係者 行政関係者 識見を有する者	計画 策定 終了	福祉部 福祉生 活課

				その他市長が適 当と認める者	まで	
市長	瑞穂市景観計 画策定委員会	景観計画の策定につ いて調査及び審議す ること。	1 5 人以 内	識見を有する者 関係団体の代表 者 その他市長が適 当と認める者	計画 策定 終了 まで	都市整 備部都 市開発 課
市長	瑞穂市地域農 政推進協議会	農用地の確保、拡大及 び農地の有効利用並 びに担い手農家の育 成等農業の総合推進 方策について調査及 び審議すること。	2 0 人以 内	農業委員会を代 表する者 農業協同組合を 代表する者 農事改良組合長 を代表する者 各農業振興会を 代表する者	3年	都市整 備部商 工農政 課
市長	瑞穂市特別融 資推進会議	農業関係資金の適正 かつ円滑な融資・保証 等審議すること。	1 0 人以 内	農業委員会を代 表する者 金融機関を代表 する者 行政関係者 その他市長が適 当と認める者	審議 終了 まで	都市整 備部商 工農政 課
市長	瑞穂市いじめ 調査委員会	いじめ防止対策推進 法(平成25年法律第 71号)第30条第2 項の規定に基づき、い じめに関する調査の 結果の調査を行うこ と。	8人 以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専 門とする者 その他市長が適 当と認める者	調査 終了 まで	総務部 総務課

市長 教育 委員 会	瑞穂市いじめ 問題対策連絡 協議会	いじめ防止対策推進 法第14条第1項の 規定に基づき、いじめ の防止等のための対 策を総合的かつ効果 的に推進するため、審 議調整すること。	10 人以 内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専 門とする者 関係団体の代表 者 その他市長及び 教育委員会が適 当と認める者	2年	福祉部 福祉生 活課 教育委 員会学 校教育 課
教育 委員 会	瑞穂市就学指 導委員会	支援を要する児童生 徒の就学について審 議すること。	8人 以内	学校医 小中学校長 児童委員 識見を有する者 障害児教育担当 者	1年	教育委 員会学 校教育 課
教育 委員 会	瑞穂市次世代 育成支援対策 協議会	次世代育成支援行動 計画の策定及び推進 並びに子ども・子育て 支援法(平成24年法 律第65号)第77条 第1項各号に掲げる 事務を処理するた めに必要な事項につ いて調査審議すること。	20 人以 内	識見を有する者 保健・医療・福 祉・教育・地域 活動団体等次世 代支援又は子ど も・子育て支援 に関係する者 市内に居住し、 市内の事務所に 勤務し、又は市 内の大学に在学 する18歳以上 の者	2年	教育委 員会幼 児支援 課

				その他教育委員会が適当と認める者		
教育委員会	瑞穂市子どもの読書活動推進会議	子どもの読書活動推進計画の実施について調査及び審議すること。	12人以内	ほづみ幼稚園又は小中学校の保護者を代表する者 ほづみ幼稚園長又は小中学校長を代表する者 瑞穂市立保育所長を代表する者 関係団体の代表者 行政関係者 識見を有する者 その他教育委員会が適当と認める者	3年	教育委員会生涯学習課

## 瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱

平成20年11月21日

訓令第13号

改正 平成21年3月26日訓令第3号

平成23年3月9日訓令第3号

### (設置)

第1条 市における男女共同参画社会実現のための施策を総合的に企画、調整し、かつ、効果的に推進するため、瑞穂市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画基本計画の策定及び推進における関係部課間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号のほか前条の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、推進会議を統括する。
- 3 副会長は、企画部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、教育長及び部長職以上の職員とする。

### (会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

### (ワーキングチーム)

第5条 推進会議の補助及び所掌事項を円滑に推進するためワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームの委員は、別表に掲げる男女共同参画に関係する課の職員で関係部課長等の承諾を得て、選任された者をもって充てる。
- 3 チームは、企画部企画財政課長が招集し、これを主宰する。

( 庶務 )

第 6 条 推進会議及びチームの庶務は、企画部企画財政課において行う。

( 補則 )

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進会議及びチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 3 月 2 6 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 9 日訓令第 3 号) 抄

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

秘書広報課、企画財政課、総務課、市民課、医療保険課、福祉生活課、健康推進課、都市開発課、都市管理課、商工農政課、環境課、教育総務課、学校教育課、幼児支援課、生涯学習課

## 瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿

( 50音順・敬称略 )

番 号	氏 名	所 属
1	石田 達也	社会福祉協議会 代表
2	伊藤 瑠美子	民生委員・児童委員協議会 代表
3	梅田 裕治	P T A 連合会 代表
4	江間 安男	自治会連合会 代表
5	鈴木 信子	公募委員
6	高橋 由夏	NPO 法人 キッズスクエア瑞穂 代表
7	新田 年一	保護司会 代表
8	林 仁	公募委員
9	平田 芳子	人権擁護委員 代表
10	廣瀬 数秋	男女共同参画推進県サポーター(平成26年5月30日辞任)
11	福野 正	公募委員
12	松野 恵美	商工会女性部 代表
13	宮坂 果麻理	朝日大学 法学部講師
14	吉田 愛子	女性の会 代表
15	和田 恵利子	瑞穂市福祉事務所
事務局	森 和之	企画部長
	高山 浩之	企画部企画財政課長
	佐藤 之則	企画部企画財政課
	杉山 尚子	企画部企画財政課
	井川 千晶	企画部企画財政課

男女共同参画に関する  
市民意識調査結果報告書

平成26年5月  
瑞穂市

# 男女共同参画に関する市民意識調査結果

## 概要版

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査目的

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮しながら、ともに生き生きと暮らせる「男女共同参画社会」の実現を目指して、女性を取り巻く現状や男女の意識の相違、意向及び変化等を探り、その結果を過去の調査結果等を参照しながら分析・検討し、今後の男女共同参画施策推進のために活用します。

#### (2) 調査方法

- ①調査期間 :平成 25 年 12 月
- ②調査対象 :市内に居住する満 20 歳以上 75 歳以下の男女各 1, 000 人
- ③抽出方法 :年齢層別無作為抽出方法
- ④調査票の配布・回収方法 :郵送による
- ⑤調査主体 :瑞穂市企画部企画財政課
- ⑥集計 :一般財団法人 瑞穂市ふれあい公共公社

#### (3) 回収結果

発送数	宛先不明	有効発送数	有効回答件数	有効回答率
2, 000	13	1, 987	754	37.9%

#### (4) 調査結果の表記等

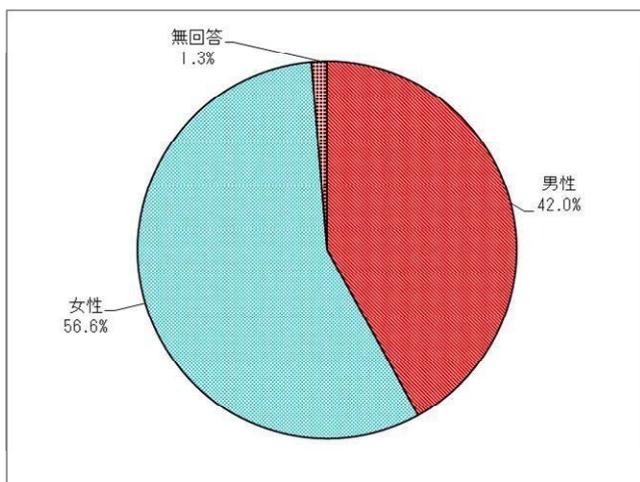
- ①比率は百分率(%)で表し、少数点以下第2位を四捨五入し算出しています。このため、合計が 100%にならない場合もあります。
- ②比率は、原則としてその設問の回答者数(無回答を含む)を母数として算出しています。クロス集計に関しては、分類別の回答者数を母数としています。
- ③図表中の表記については以下のとおりです。

n	回答者数及び回答数
SA	単一回答
MA	複数回答

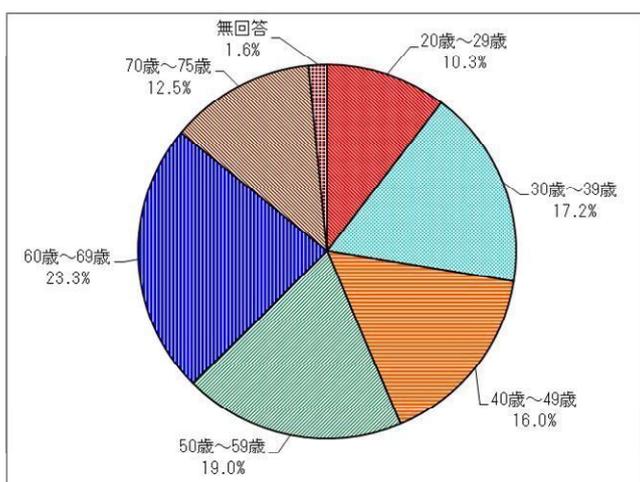
- ④1 人の回答者が 2 つ以上回答(複数回答)してよいものについては、合計が 100%を超える場合があります。
- ⑤各設問の解説は、「性別」「年代別」等のクロス集計の結果に基づいています。

## 2. 回答者の属性

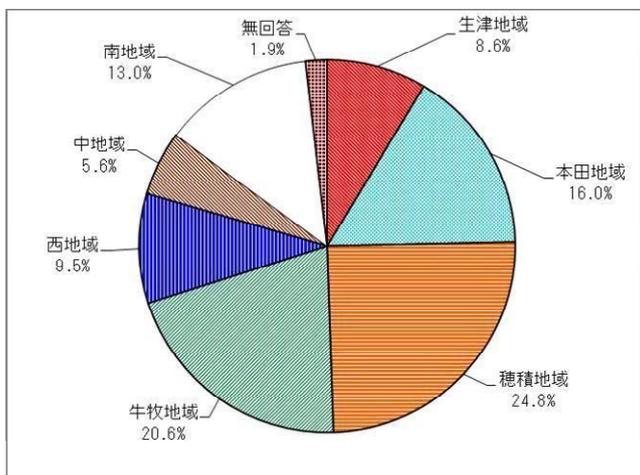
### (1) 性別(n=754)



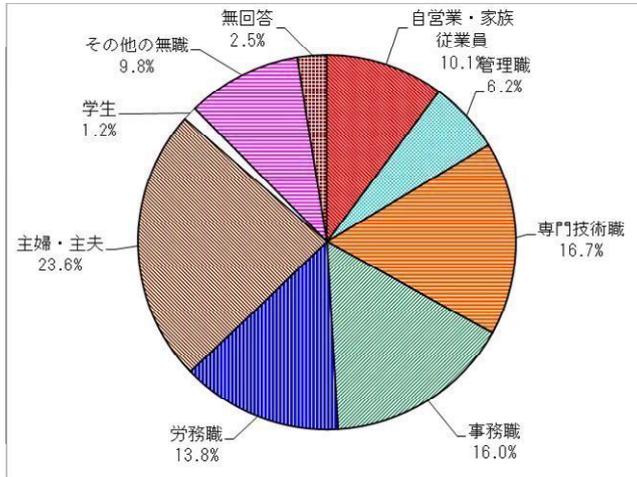
### (2) 年齢(n=754)



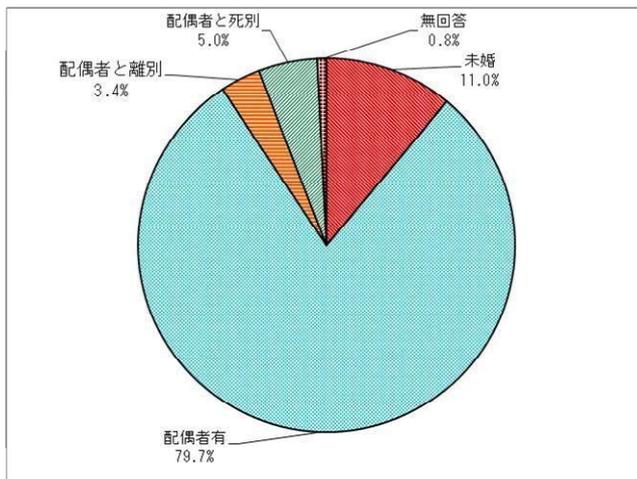
### (3) 居住地域(n=754)



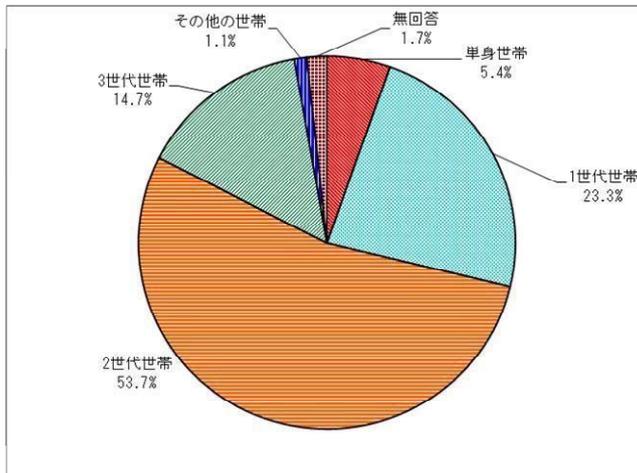
(4) 職業(n=754)



(5) 配偶者の有無(n=754)



(6) 家族構成(n=754)



### 3. 調査結果の概要

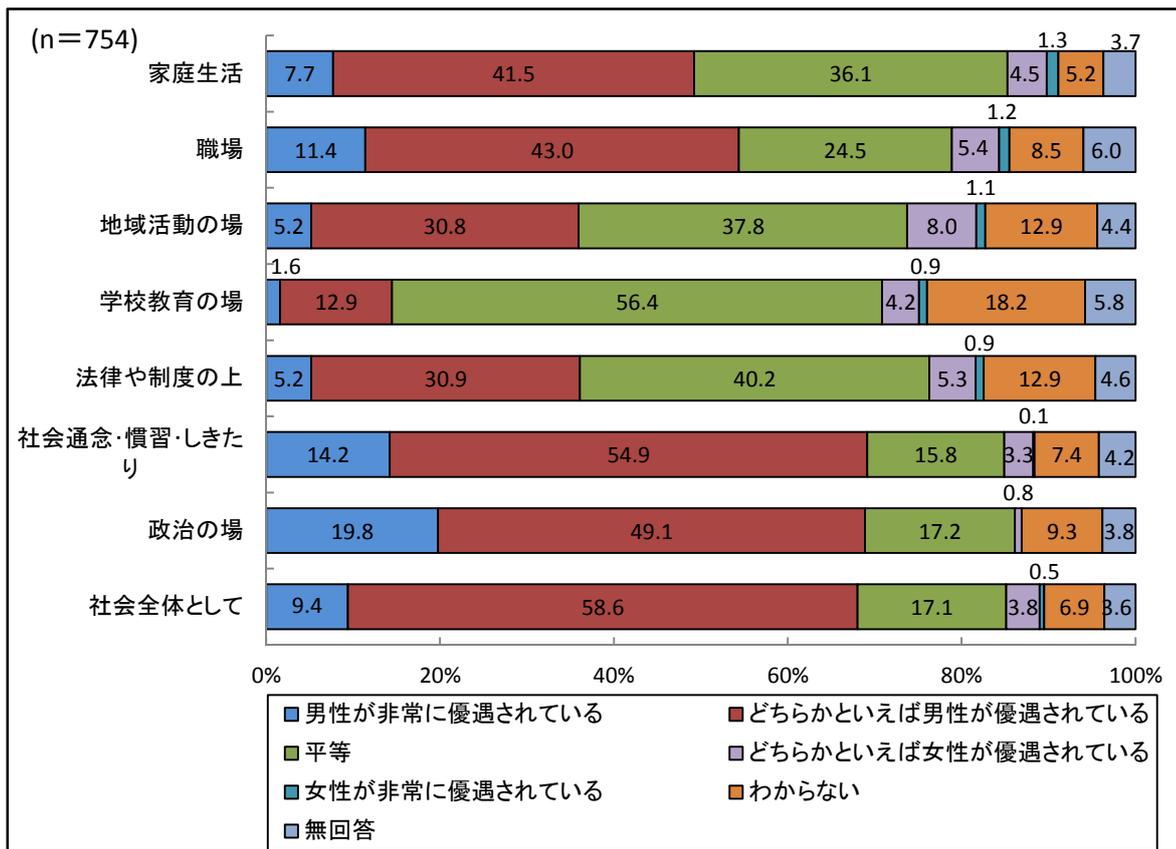
- (1) 男女平等に関する意識について
  - ① 男女の地位の平等感・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
  - ② 男女がもっと平等になるために必要なこと・・・・・・・・85
  - ③ 用語の認知度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
  - ④ 性別によって男女の役割を決める考え方について・・・・87
  
- (2) 家庭生活・結婚観について
  - ① 結婚、家庭、離婚についての考え方・・・・・・・・・・・・88
  - ② 家事の主な分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
  
- (3) 働き方について
  - ① 女性の就業についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・90
  - ② 男性が女性と共に家事等に積極的に参加するために必要なこと・・・・91
  - ③ 男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な条件・・・・92
  
- (4) 人権配慮について
  - ① ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験・・・・・・・・93
  - ② DVの相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
  - ③ DVの相談をしない理由について・・・・・・・・・・・・95
  - ④ セクシャル・ハラスメント(セクハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)の経験・・・・・・・・・・・・・・・・96
  - ⑤ セクハラ・マタハラの相談・・・・・・・・・・・・・・・・97
  - ⑥ セクハラ・マタハラの相談をしない理由について・・・・97
  - ⑦ DV、セクハラ、マタハラを無くすために必要なこと・・・・98
  
- (5) 社会参画について
  - ① 企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由について・・・・99
  - ② 女性の社会進出を進めるために必要なこと・・・・・・・・100
  - ③ 男女共同参画社会に向けて行政がすべきこと・・・・・・・・101

### 【問1】男女の地位の平等感(SA)

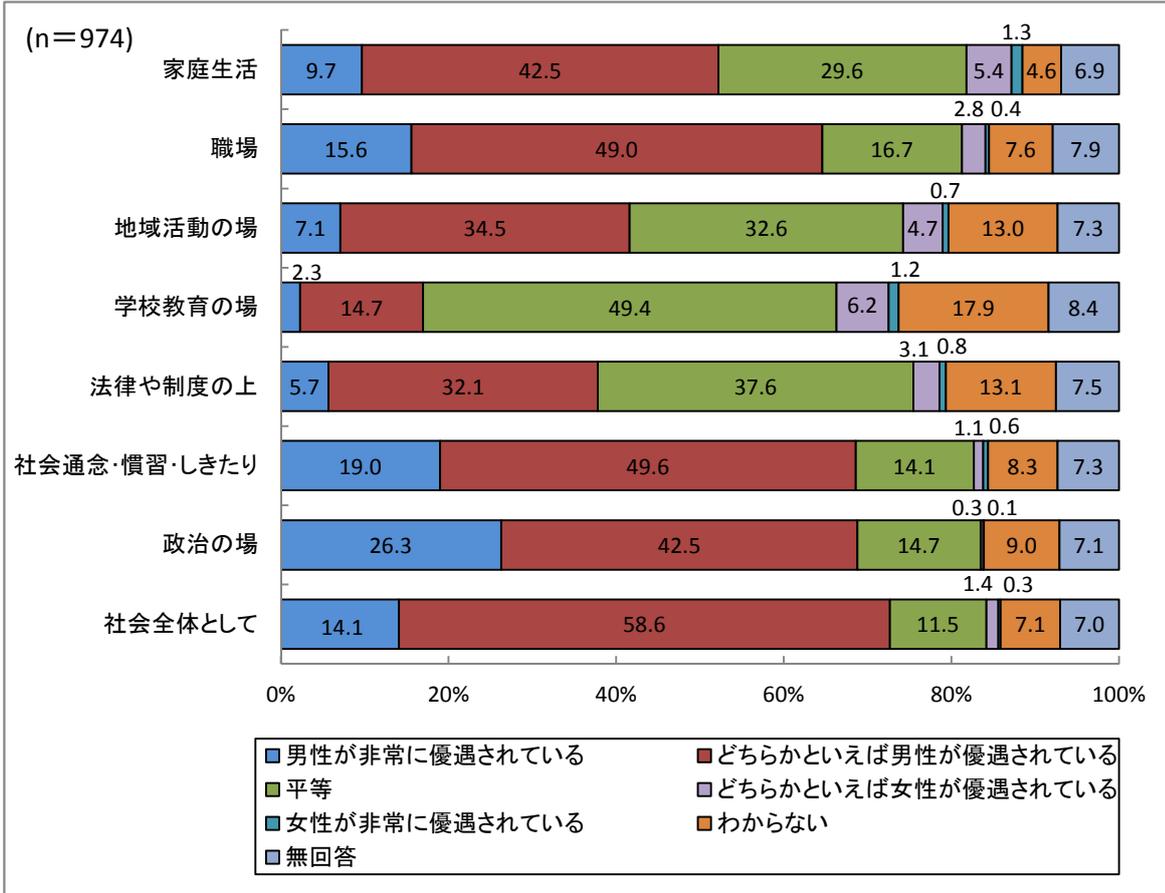
「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体として」の分野で特に男性優遇の意識が高く、6割を超えている。「学校教育の場」では、「平等である」が56.4%となっており、他の分野と比べて平等意識が高くなっている。

平成21年に実施した前回調査と比較すると、「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「社会全体として」について、特に男性優遇の意識が高いまま推移しているものの、「平等である」と回答した人の割合は、すべての分野において増加している。

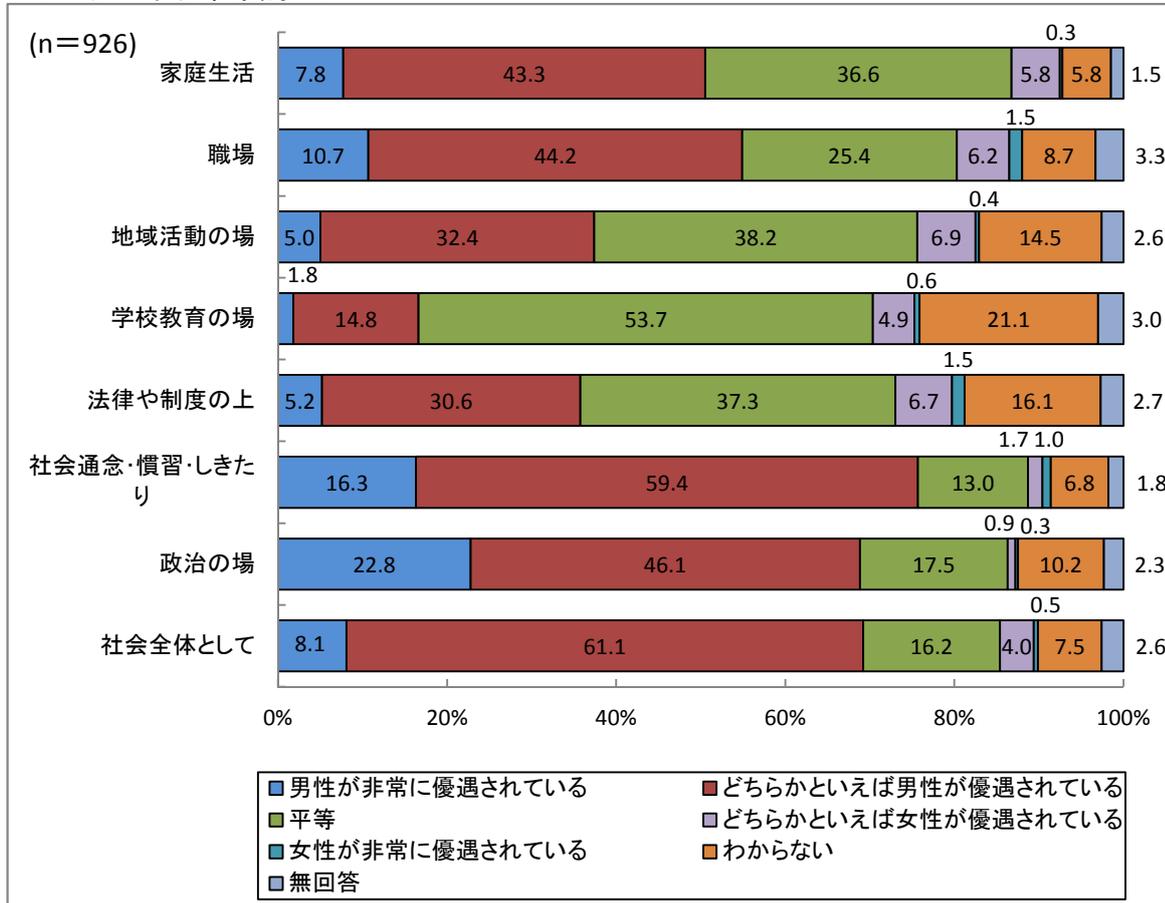
(「男性優遇」は「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)



<平成21年調査>



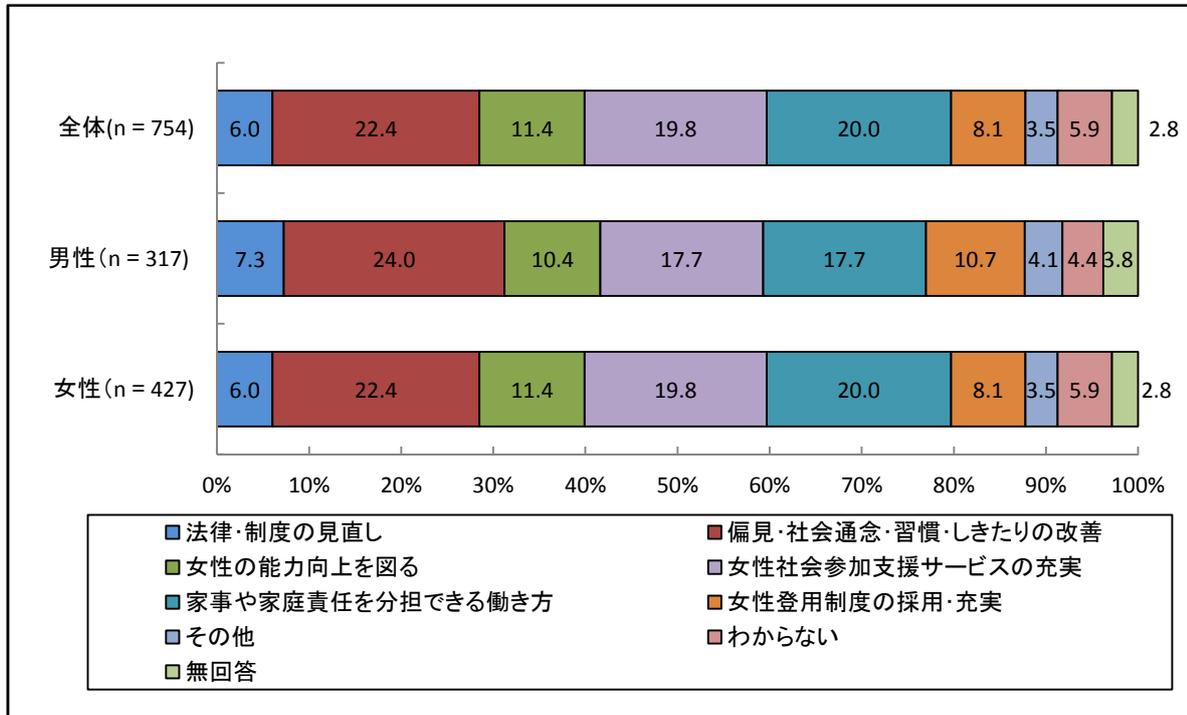
<平成24年岐阜県調査>



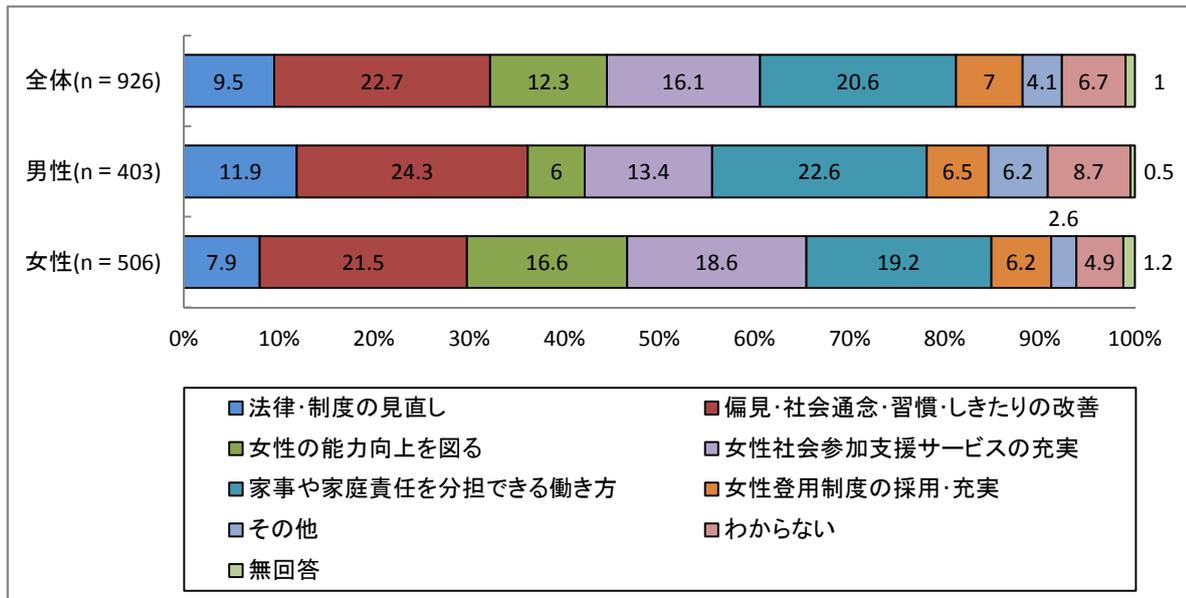
## 【問2】男女がもっと平等になるために必要なこと(SA)

「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりの改善」が22.4%と最も高く、次いで「男女が家事や家庭責任を分担できる働き方」が20.0%、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実」が19.8%となっている。

岐阜県の調査と比較すると大きな違いは見られないが、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実」が割合が岐阜県より3.7ポイント高くなっている。

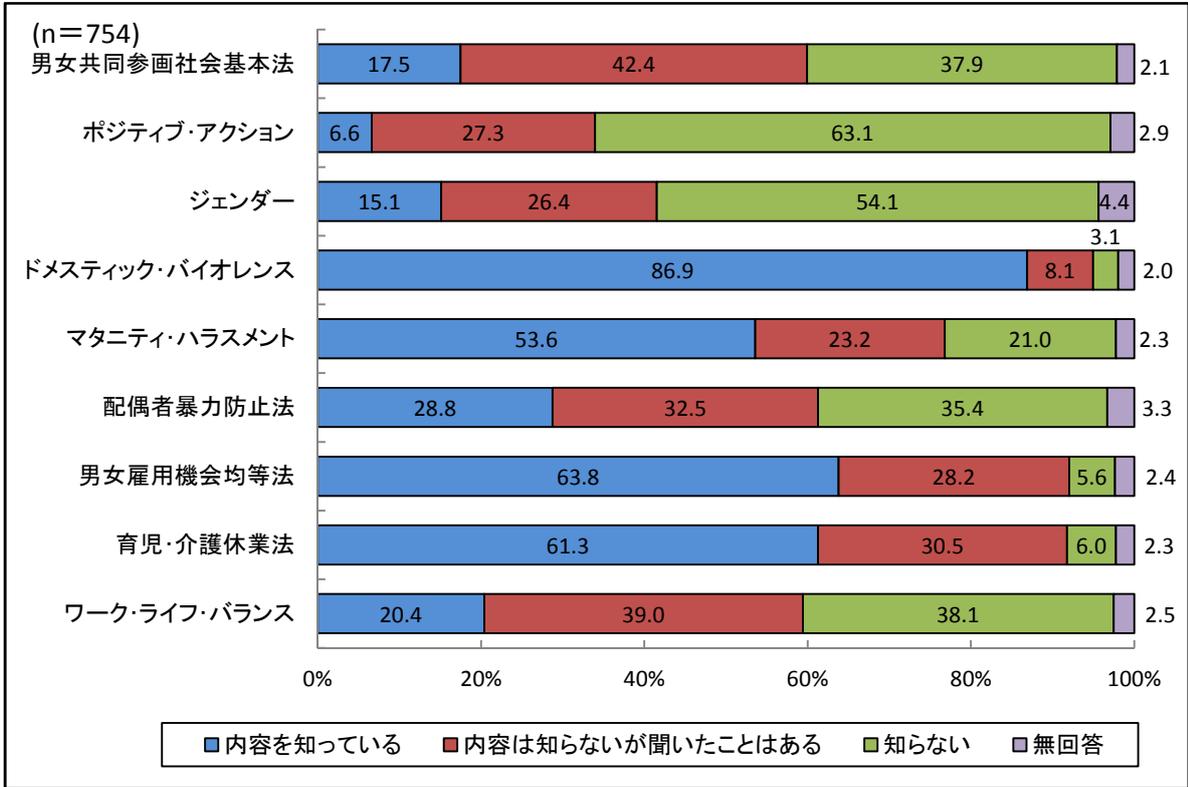


## <平成24年岐阜県調査>



【問3】用語の認知度(SA)

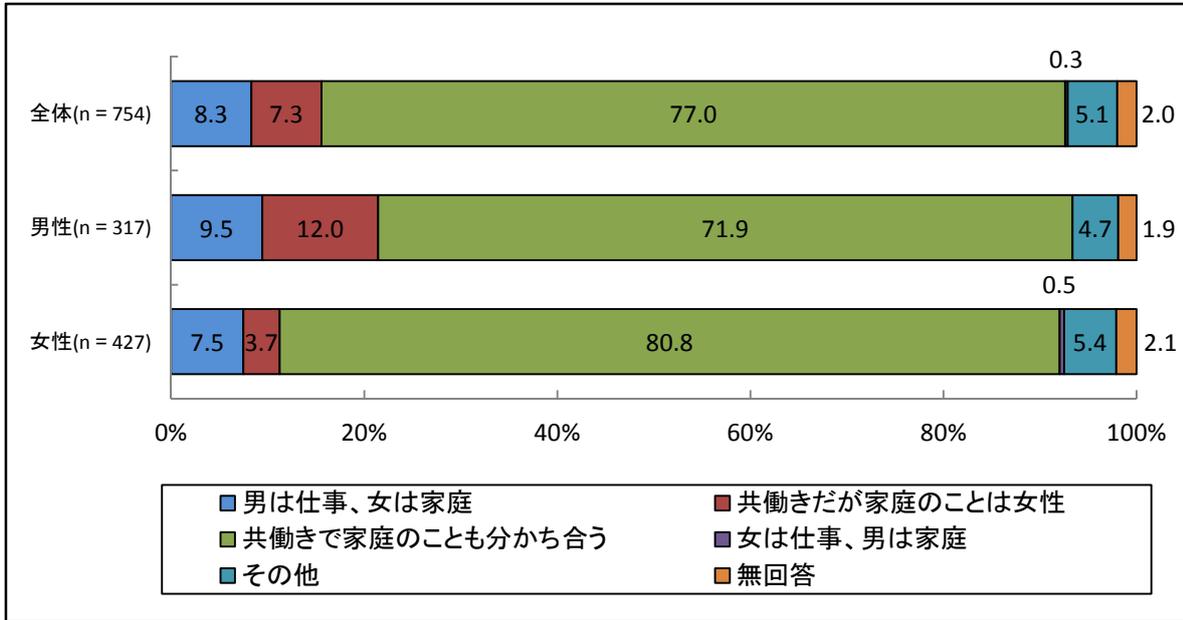
「ドメスティック・バイオレンス」は86.9%が内容を理解しており、認知度が最も高い。次いで、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の認知度が高くなっている。  
一方で、「ポジティブ・アクション」や「ジェンダー」といった用語についての認知度は低い。



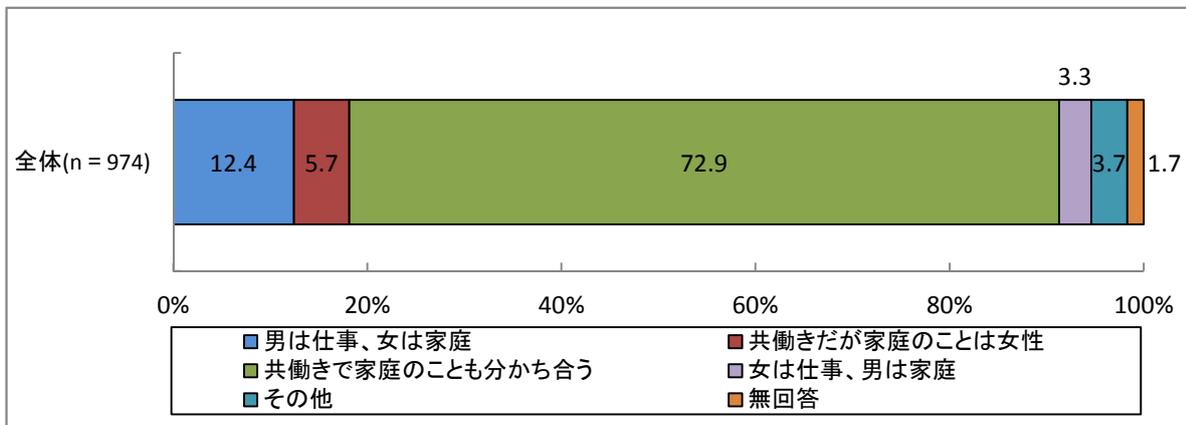
【問4】性別によって男女の役割を決める考え方について(SA)

全体では、「共働きで家庭の役割も分かち合う」が77.0%と最も高く、性別で見ると、男性71.9%、女性が80.8%と差がみられる。

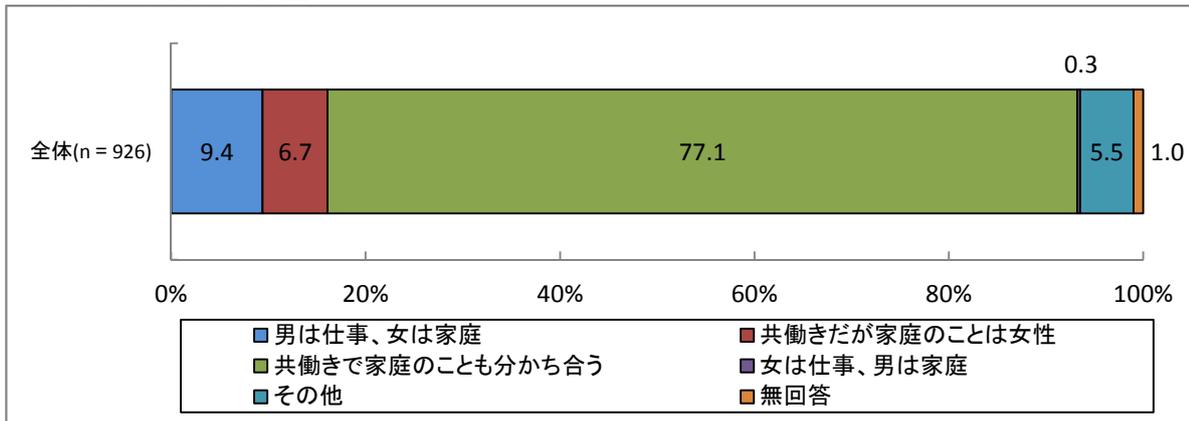
前回調査との比較では、「男は仕事、女は家庭がよい」の割合は減少し、「共働きで家庭の役割も分かち合う」、「共働きだが家庭のことは女性」の割合が増加している。



<平成21年調査>



<平成24年岐阜県調査>

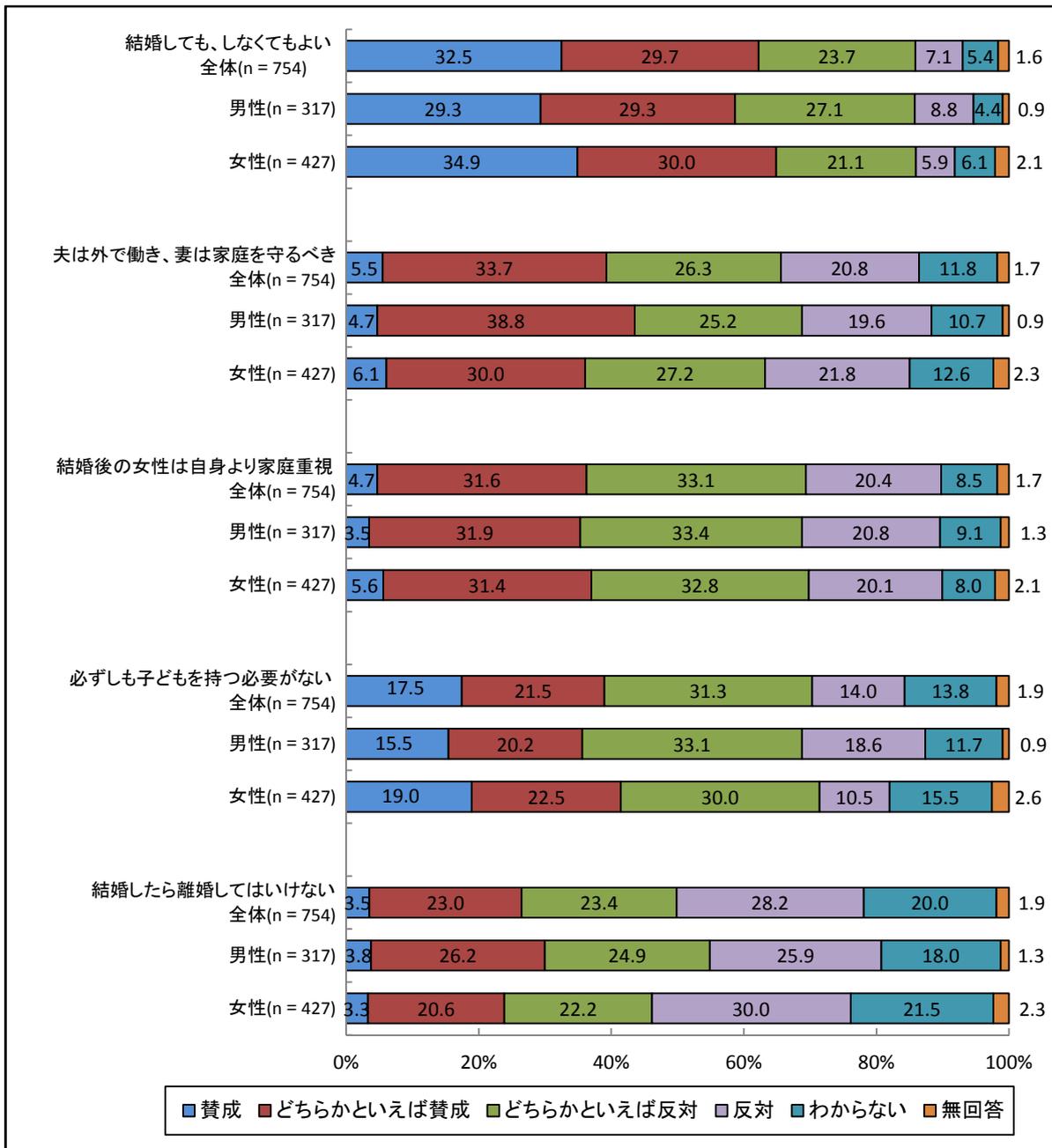


【問5】結婚、家庭、離婚についての考え方(SA)

全体では、「結婚してもしなくてもよい」という考え方に『賛成』が62.2%と多くなっている。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」、「結婚後の女性は家庭を重視するほうが良い」、「必ずしも子どもを持つ必要がない」、「結婚したら離婚してはいけない」ではいずれも『反対』の割合が高い。

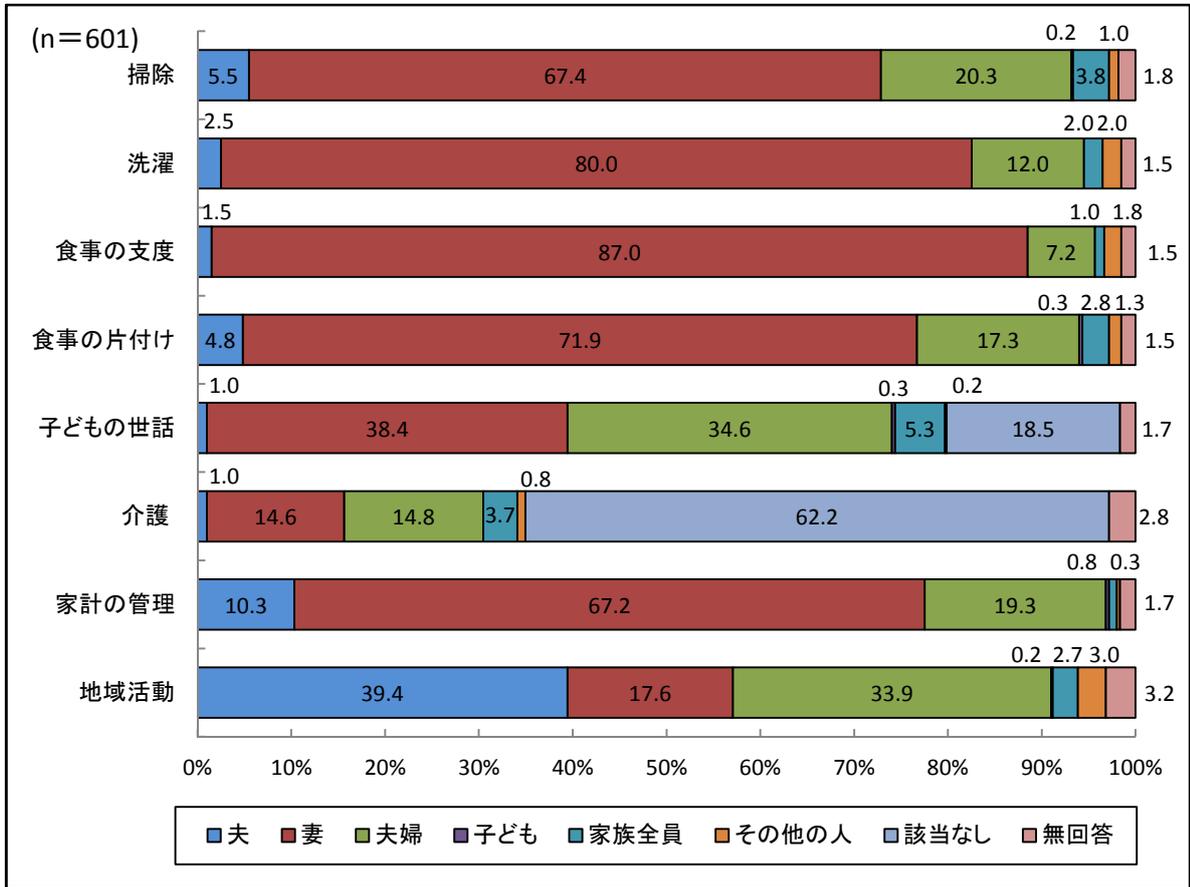
性別でみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、男性では『賛成』43.5%、『反対』44.8%、女性では『賛成』36.1%、『反対』49.0%となっている。また、「必ずしも子どもを持つ必要がない」という考え方について、男性では『賛成』35.7%、『反対』51.7%、女性では『賛成』41.5%、『反対』40.5%と、男女差が大きくなっている。

『賛成』は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計。『反対』は「反対」と「どちらかといえば反対」の合計。



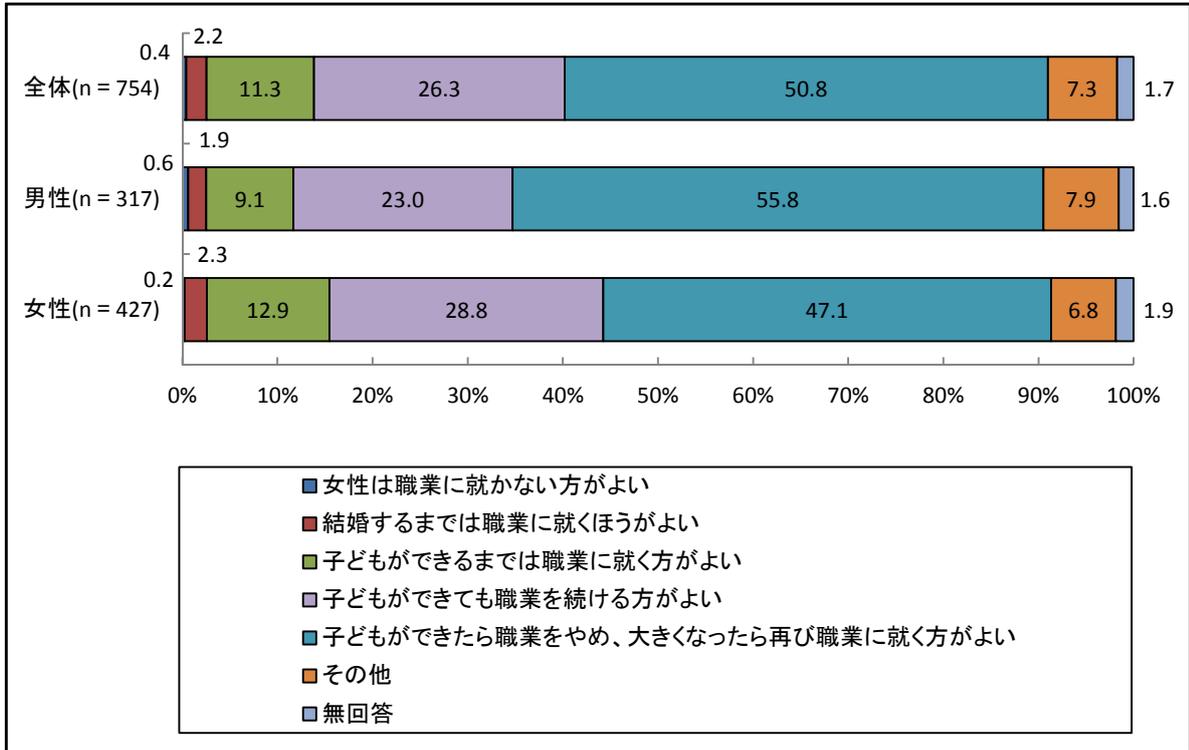
### 【問6】家事の主な分担（SA）

全般的に「妻」の分担する割合が最も高く、「食事の支度」、「洗濯」、「食事の片付け」で7割以上を占めている。「夫」が分担する割合が高いのは「自治会行事などの地域活動への参加」が39.4%となっている。

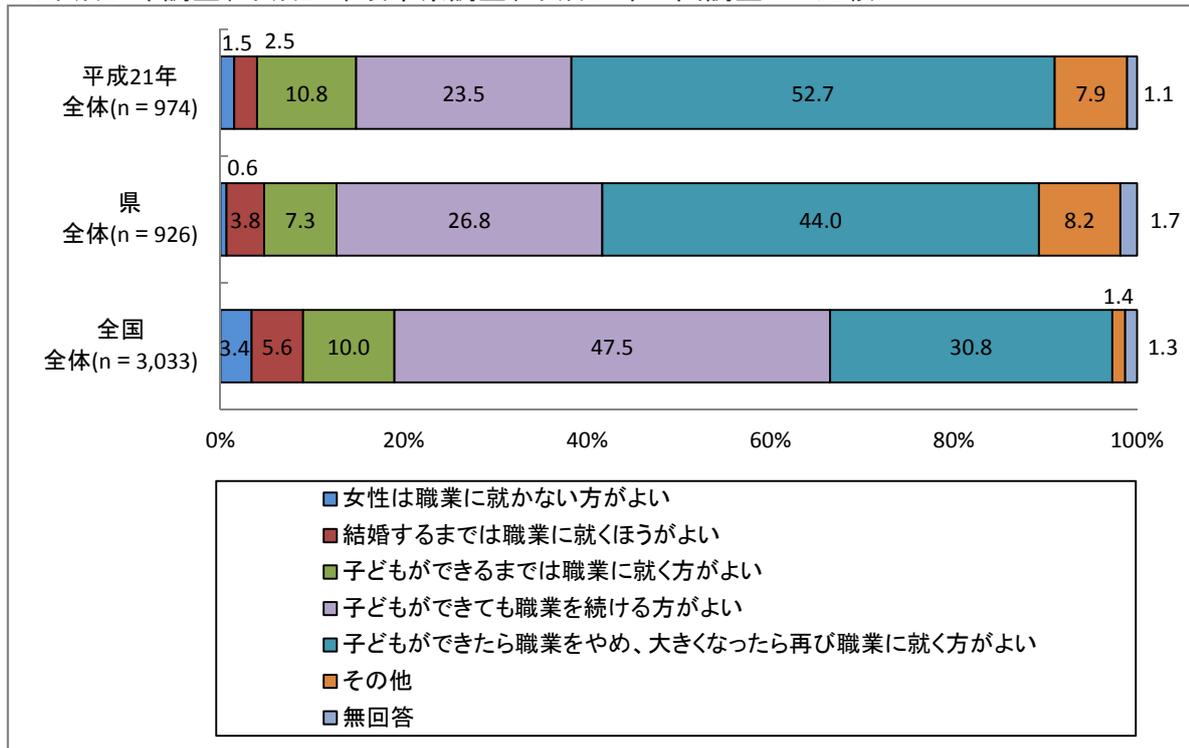


### 【問7】女性の就業についての考え方(SA)

男女共に「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」の割合が50.8%で最も高く、次いで「子どもができても職業を続ける方がよい」が26.3%となっている。  
 全国調査の結果と比較すると、全国では「子どもができても職業を続ける方がよい」が47.5%と最も高く、次いで「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」30.8%となっており、岐阜県及び瑞穂市の結果と大きな差がみられる。

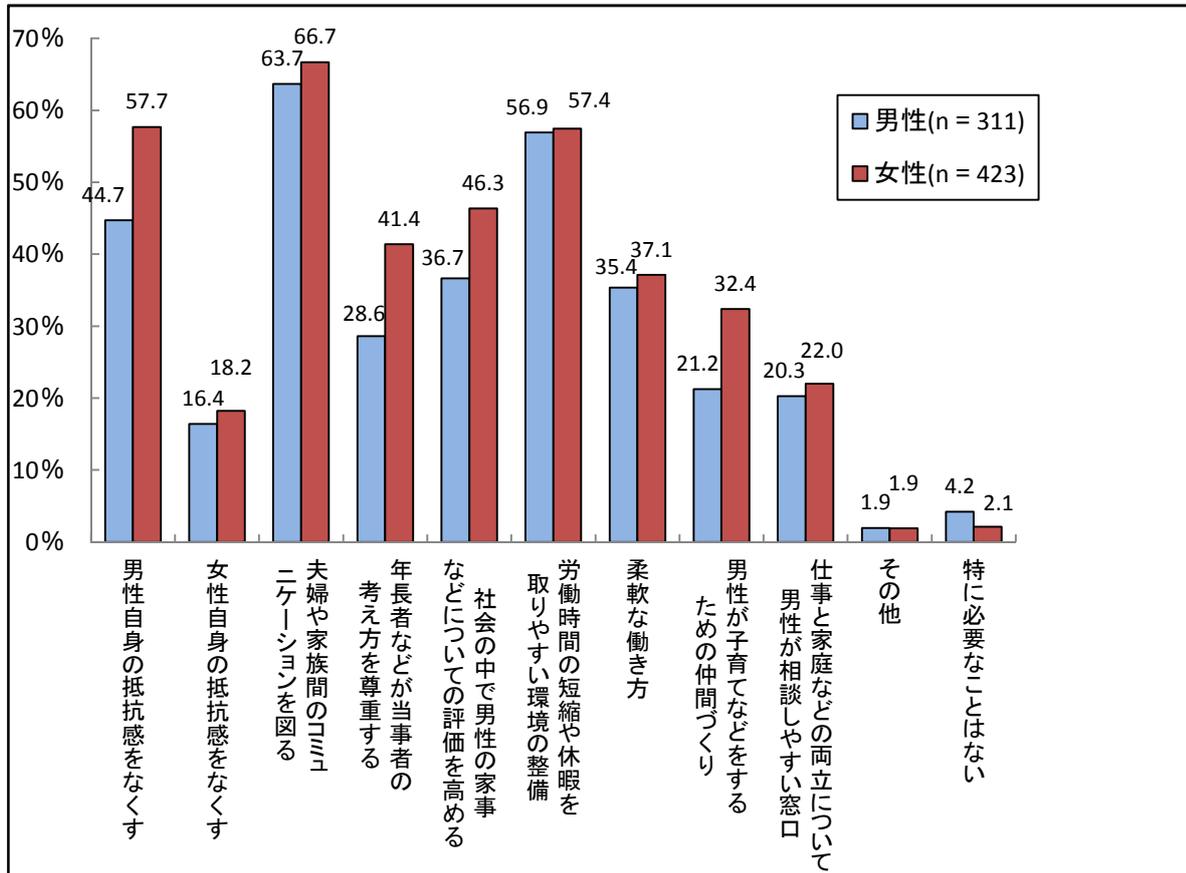


### <平成21年調査、平成24年岐阜県調査、平成24年全国調査との比較>



【問8】男性が女性と共に家事等に積極的に参加するために必要なこと(MA)

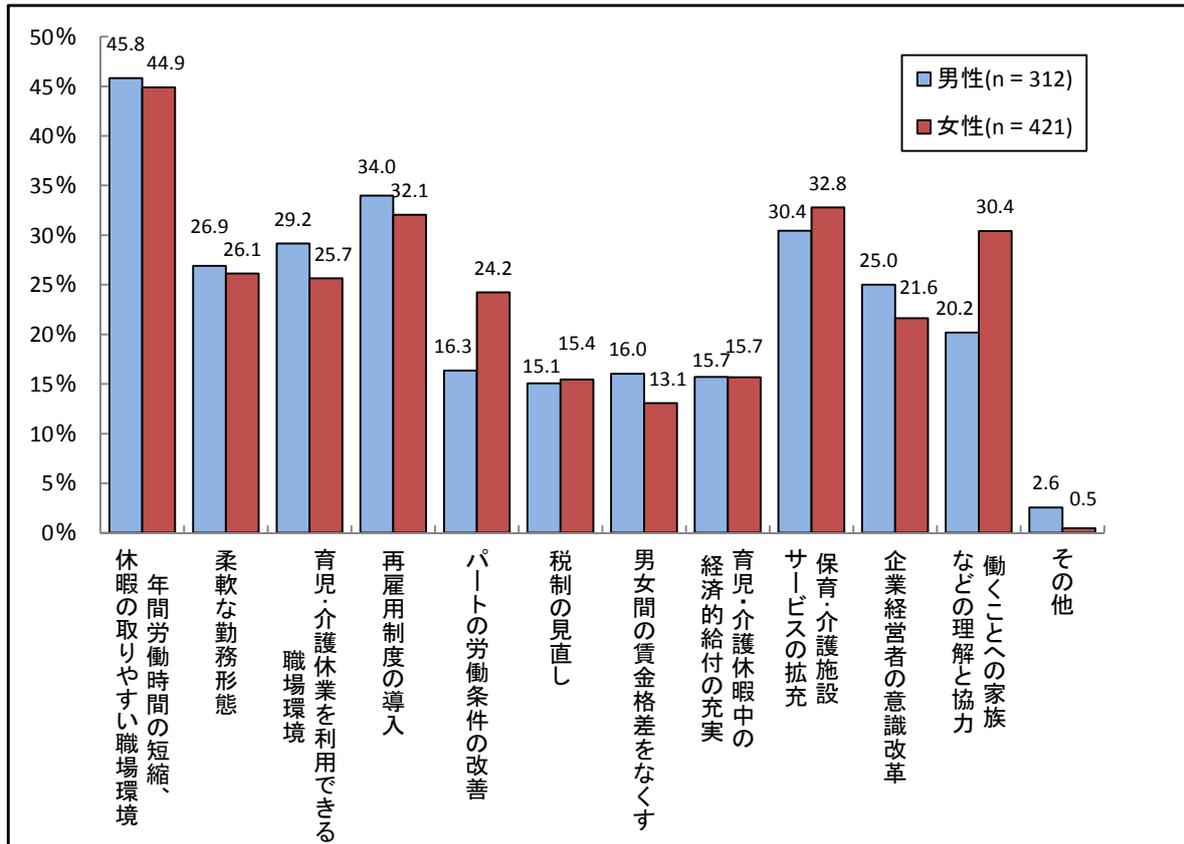
男女共に「夫婦や家族間のコミュニケーションを図る」の割合が最も高くなっている。次いで、男性は「労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境の整備」、「男性自身の抵抗感をなくす」の順、女性は「男性自身の抵抗感をなくす」、「労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境の整備」の順となっている。



【問9】男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な条件(MA)

男女共に「年間労働時間の短縮、休暇の取りやすい職場環境」の割合が最も高くなっている。次いで、男性は「再雇用制度の導入」、女性は「保育・介護施設サービスの拡充」の順となっている。

「働くことへの家族などの理解と協力」は男性が20.2%、女性が30.4%、「パートの労働条件の改善」は男性で16.3%、女性で24.2%と性別による差が大きくなっている。

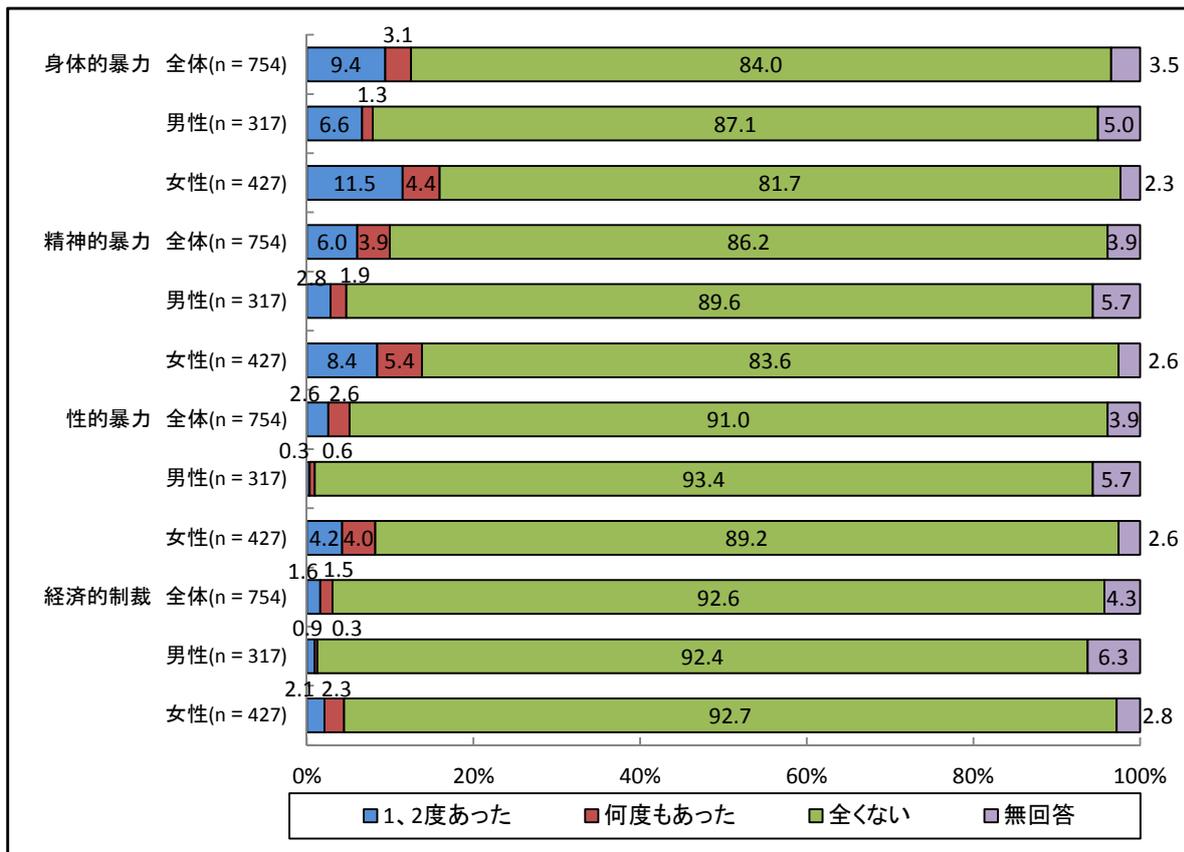


## 【問10】ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験(SA)

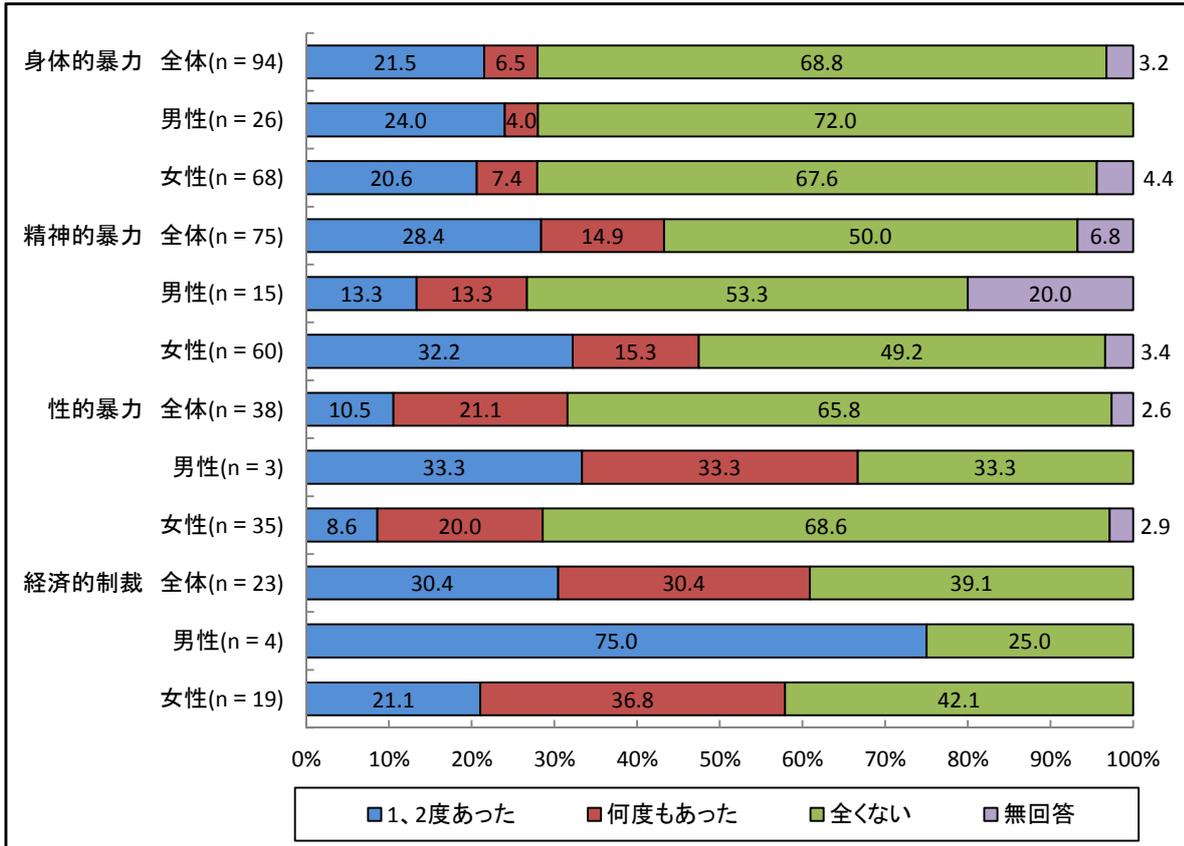
配偶者や交際相手からなぐる、けるなどの身体的暴力を受けたことが「あった」と回答した人は、男性で7.9%、女性で15.9%となっており、他の暴力に比べて受けたことが「あった」と回答した人の割合が高くなっている。

また、人格を否定するような暴言や監視、脅迫などの精神的暴力を受けたことが「あった」と回答した人は、男性で4.7%、女性で13.8%、いやがっているのに性的な行為を強要(性的な暴力)されたことが「あった」と回答した人は、男性で0.9%、女性で8.2%、生活費を渡さないという経済的な制裁を受けたことが「あった」と回答した人は、男性で1.2%、女性で4.4%となっている。

「あった」は「1, 2度あった」、「何度もあった」の合計。



【問10-1】この5年間のDVの経験(SA)

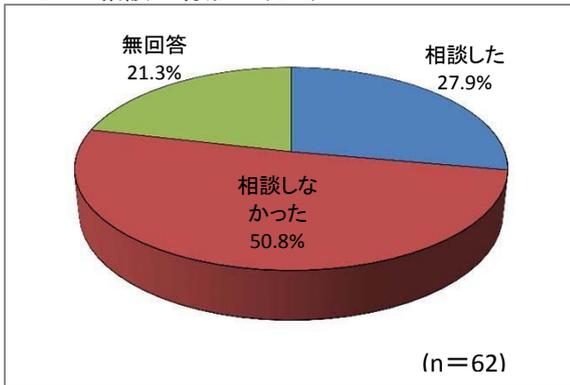


**【問10-2】DVの相談**

過去5年以内に配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあった人の27.9%が誰かに相談したと回答しており、その相談先は「友人」が64.7%、次いで「親」41.2%となっており、公的機関への相談割合は低くなっている。

一方で、50.8%の人が相談しなかったと回答しており、その理由として、「相談するほどではないと思った」が11件、「自分さえ我慢すればよいと思った」が9件、「相談しても無駄だと思った」が7件となっている。

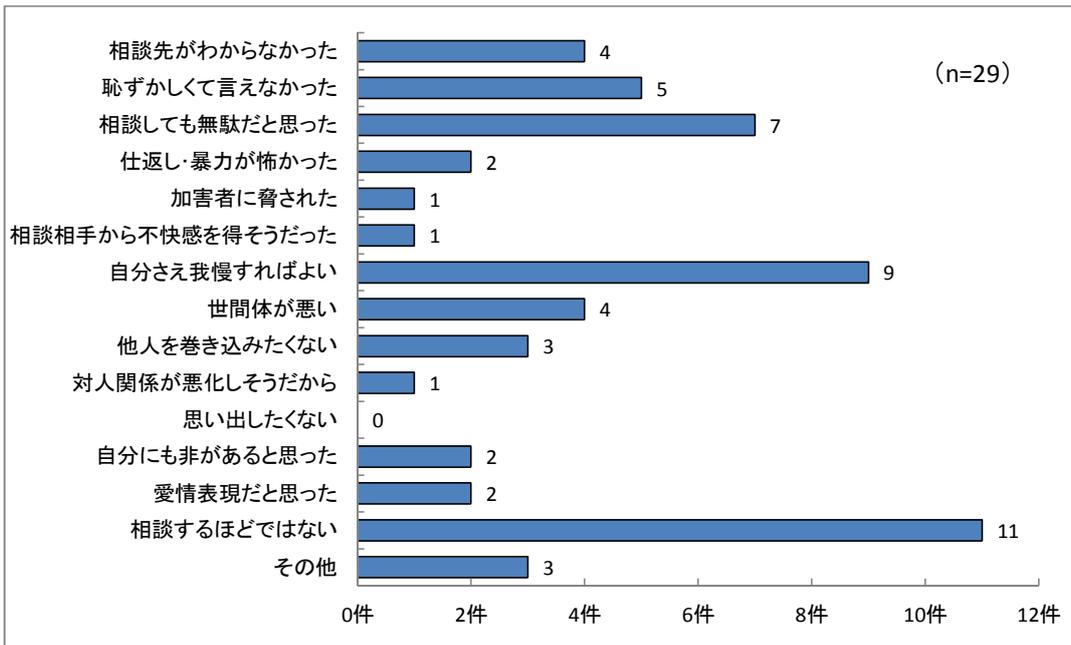
<DVの相談の有無> (SA)



<DVの相談先> (MA)

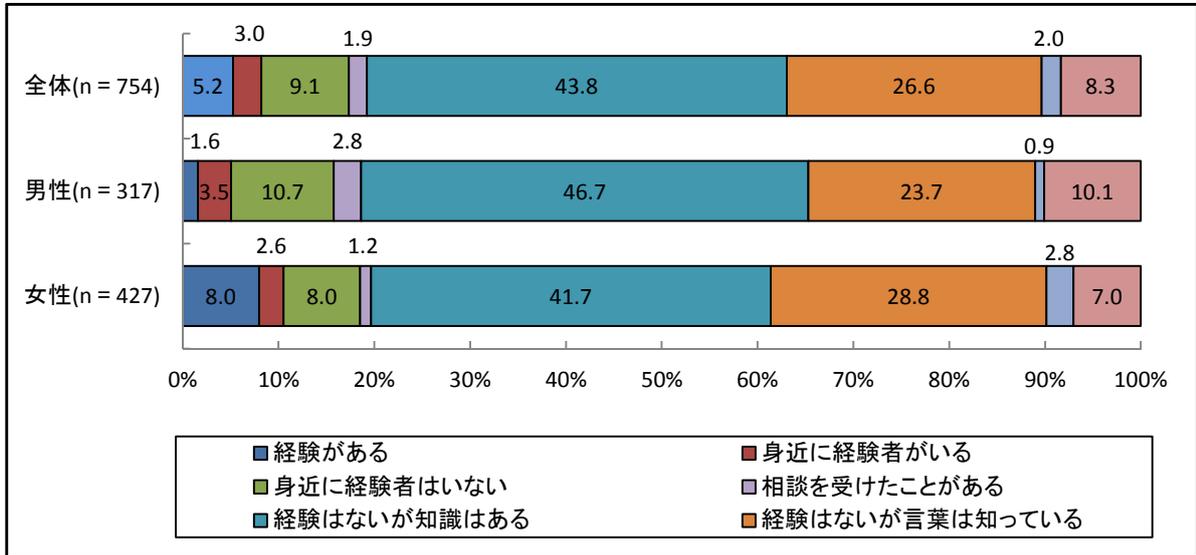
相談先	件数
友人	11件
親	7件
人権相談	1件
その他	3件
無回答	1件
警察	0件
岐阜県女性相談センター	0件
市役所	0件
法務局	0件

<DVの相談をしなかった理由> (MA)



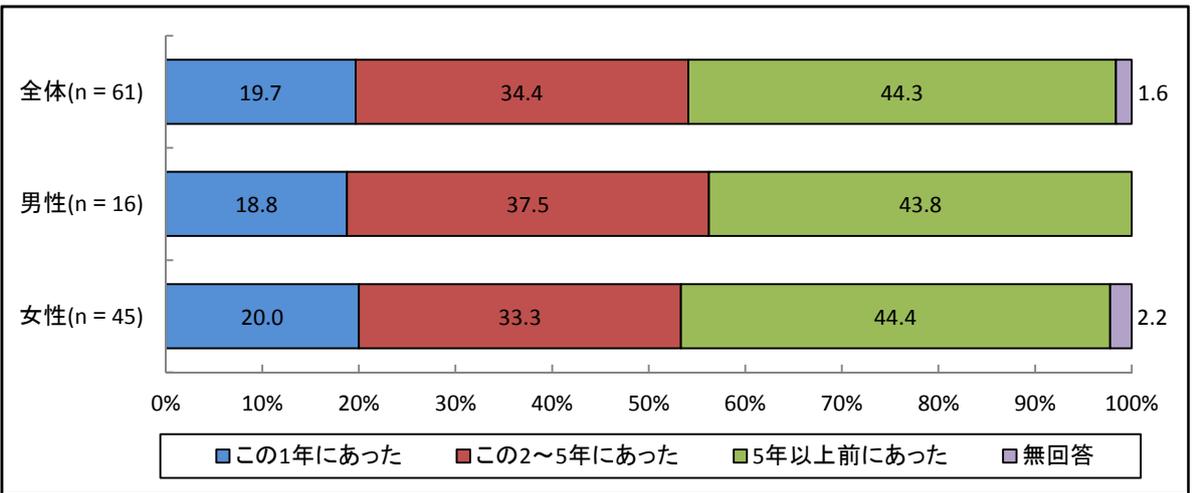
【問11】セクシャル・ハラスメント(セクハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)の経験(SA)

「セクハラ・マタハラを受けたことがある」と回答した割合は、男性で1.6%、女性で8.0%。「経験はないが知識はある」は男性で46.7%、女性で41.7%となっている。



【問11-1】セクハラ・マタハラを受けた時期(SA)

「セクハラ・マタハラを受けたことがある」、「身近にセクハラ・マタハラを受けた当事者がいる」と回答した人のうち、過去5年以内に受けたことがある人の割合が男女ともに半数以上となっている。

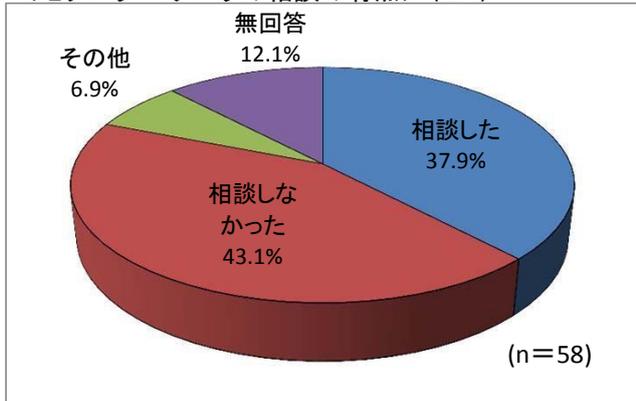


**【問11-2】セクハラ・マタハラ相談**

「セクハラ・マタハラを受けたことがある」、「身近にセクハラ・マタハラを受けた当事者がいる」と回答した人のうち、37.9%が誰かに相談しており、その相談先は「友人」が59.1%で最も高く、公的機関への相談割合は低くなっている。

一方で43.1%が相談しなかったと回答しており、その理由として、「相談しても無駄だと思った」が10件、「相談先がわからなかった」と「自分さえ我慢すればいいと思った」がそれぞれ8件となっている。

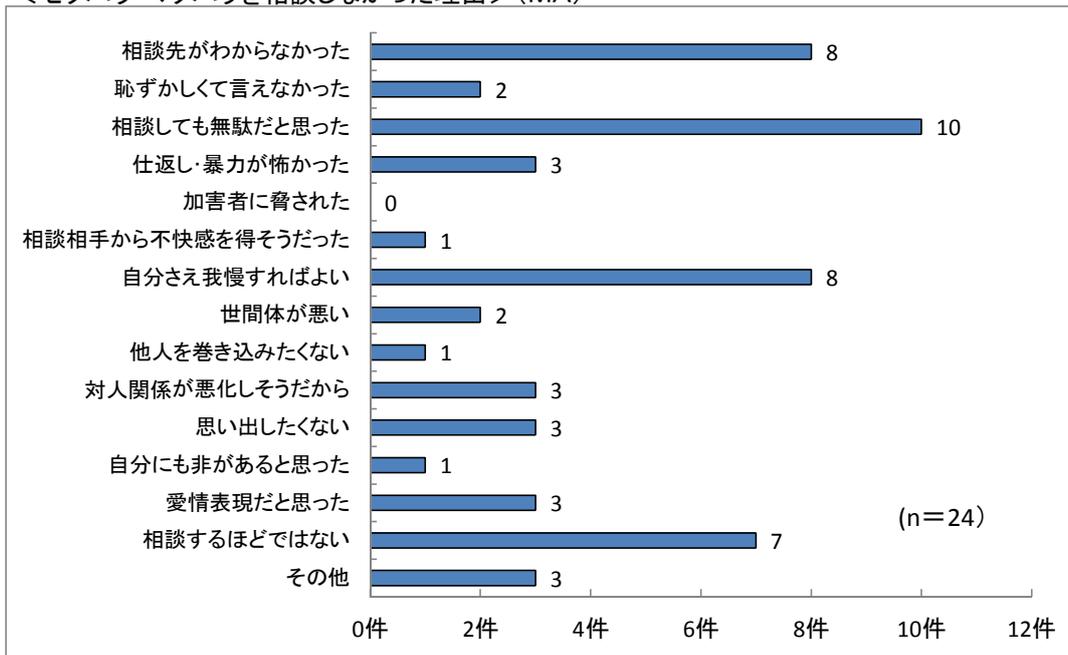
＜セクハラ・マタハラの相談の有無＞(SA)



＜セクハラ・マタハラの相談先＞(MA)

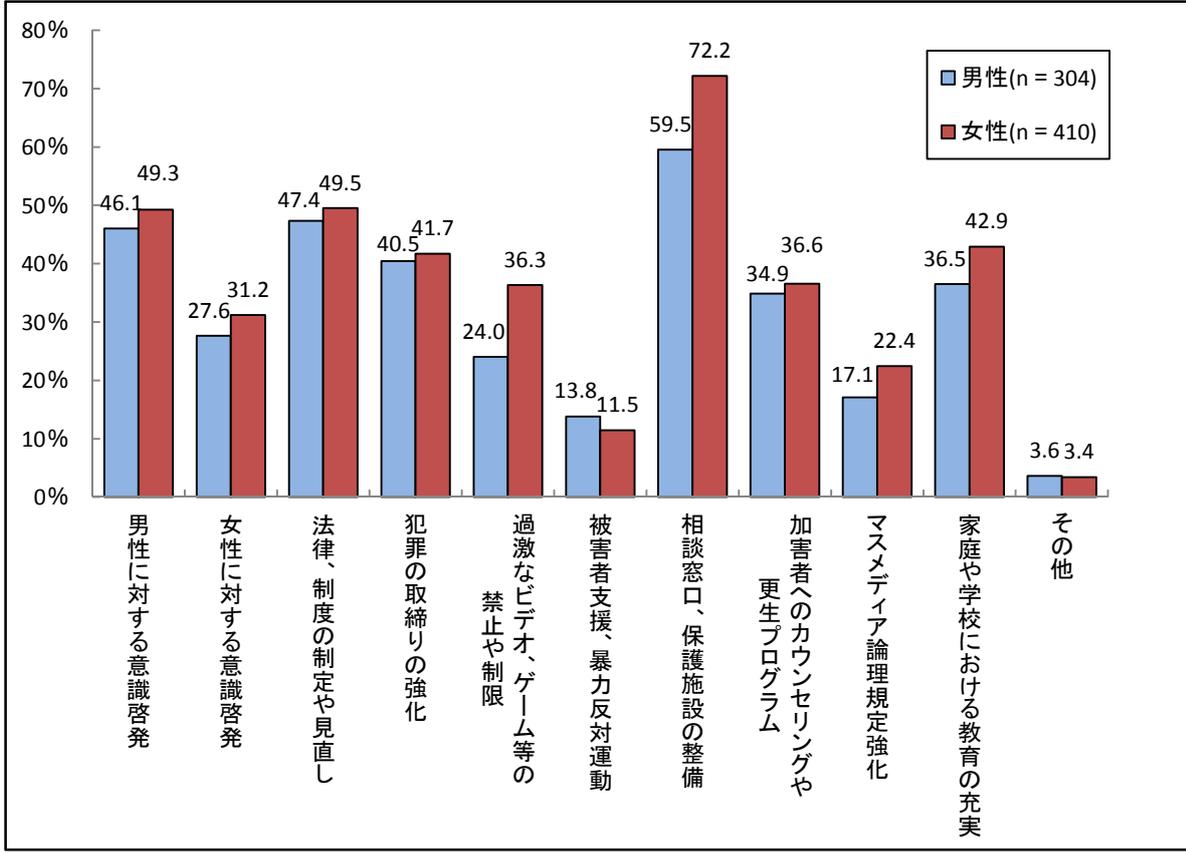
相談先	件数
友人	13件
親	4件
岐阜県女性相談センター	1件
その他	9件
警察	0件
市役所	0件
法務局	0件
人権相談	0件

＜セクハラ・マタハラを相談しなかった理由＞(MA)



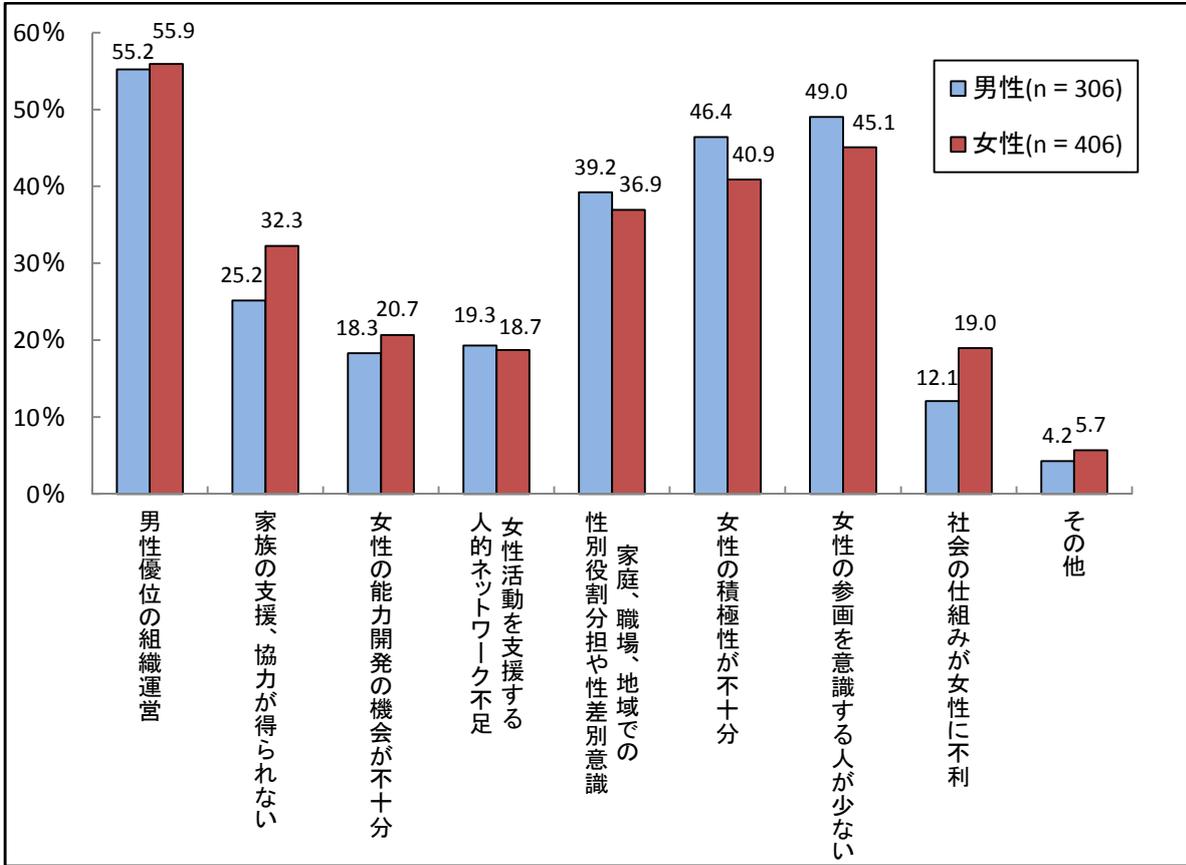
【問12】DV、セクハラ、マタハラを無くすために必要なこと(MA)

男女共に「相談窓口、保護施設の整備」の割合が最も高くなっているが、性別でみると男性は59.5%、女性は72.2%と大きな差がある。次いで、「法律、制度の見直し」、「男性に対する意識啓発」の割合が高くなっている。



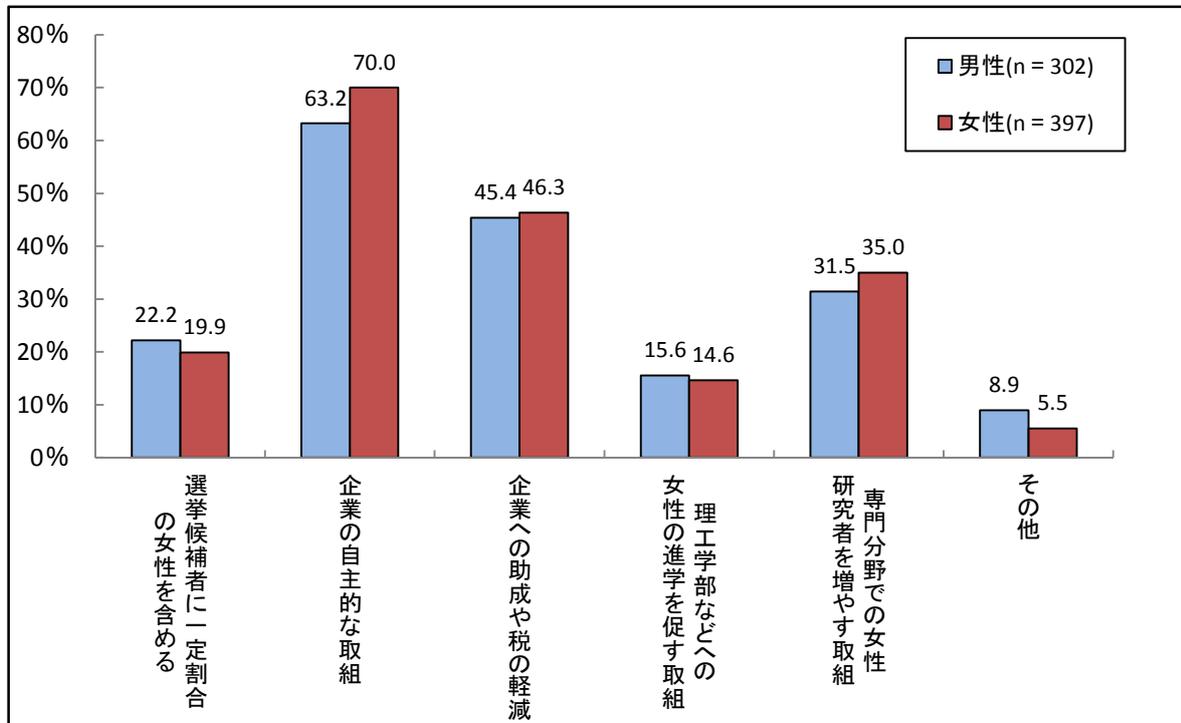
### 【問13】女性の参画が少ない理由(MA)

男女共に「男性優位の組織運営」の割合が最も高く、次いで「女性の参画を進めようと意識している人が少ない」、「女性の側の積極性が十分でない」の順となっている。



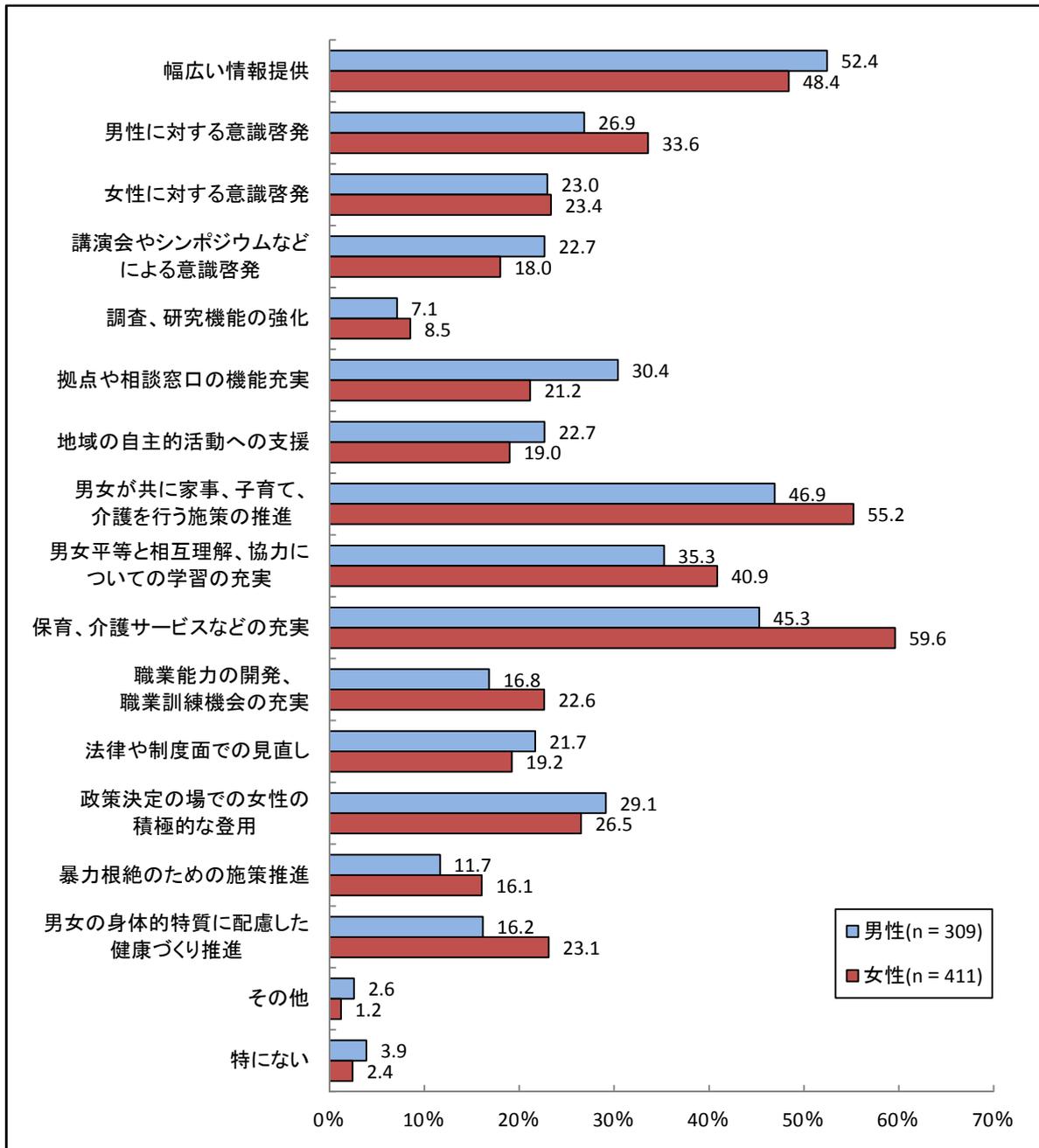
### 【問14】女性の社会進出を進めるために必要なこと(MA)

男女共に「企業の自主的な取組」の割合が最も高く、次いで「企業への助成や税の軽減」、「専門分野での助成の研究者を増やす取組」の順となっている。



## 【問15】男女共同参画社会に向けて行政がすべきこと(MA)

男性では、「男女共同参画に関する幅広い情報提供」が52.4%で最も高く、次いで「男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策の推進」46.9%、「保育、介護サービスなどの充実」45.3%となっている。女性では、「保育、介護サービスなどの充実」が59.6%で最も高く、次いで「男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策の推進」55.2%、「男女共同参画に関する幅広い情報提供」48.4%となっている。



## 瑞穂市男女共同参画基本計画策定の経過

日 付	内 容
平成 20 年 11 月 1 日 ~ 20 日	男女共同参画推進審議会委員の公募実施 ・応募者 男性 1 名、女性 3 名
平成 20 年 11 月 5 日 " 10 日	職員研修実施 ・テーマ「男女共同参画社会を実現するために」
平成 20 年 12 月 1 日	第 1 回男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・現状及び経緯について ・市民意識調査（素案）について ・男女共同参画推進のための目標指標（素案）について
平成 20 年 12 月 19 日	第 1 回男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画社会の形成の状況について ・市民意識調査（案）について
平成 21 年 1 月 5 日 " ~ 31 日	男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・市民 2,000 人を対象 ・回収率（男性 41.4%、女性 55.5%）
平成 21 年 3 月 16 日	第 2 回男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・市民意識調査報告書（素案）について ・基本計画・指標（素案）修正確認について ・標語について
平成 21 年 3 月 27 日	第 2 回男女共同参画推進審議会 ・市民意識調査報告書（案）について ・男女共同参画推進のための目標指標（案）について
平成 21 年 12 月 15 日	第 3 回男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・男女共同参画基本計画（素案）について ・目標指標（案）修正確認について
平成 22 年 2 月 26 日	第 3 回男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画基本計画（案）について ・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する

	<p>る基本計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標語（基本計画の基本理念）について</li> </ul>
<p>平成 22 年 3 月 5 日 " ~ 19 日</p>	<p>「男女共同参画基本計画（案）」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（案）」に対するパブリックコメント実施</p>
<p>平成 22 年 3 月 25 日</p>	<p>第 4 回男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント実施結果について</li> <li>・ 男女共同参画基本計画（案）の修正について</li> <li>・ スローガン（標語）選定について</li> <li>・ 今後の男女共同参画推進に向けた行政運営に対する意見をまとめた報告書を計画案に添えて市長に提出</li> </ul>
<p>平成 22 年 6 月 25 日</p>	<p>第 5 回男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「瑞穂市男女共同参画のスローガン」の選定結果について 『「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり』に決定（応募総数 717 件）</li> <li>・ 男女共同参画推進条例（素案）について</li> </ul>
<p>平成 22 年 8 月 6 日</p>	<p>第 6 回男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画推進条例（素案）について</li> </ul>
<p>平成 22 年 10 月 1 日</p>	<p>第 7 回男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画推進条例（素案）について</li> <li>・ 条例（素案）のパブリックコメント実施について</li> </ul>
<p>平成 22 年 10 月 8 日 ~ 11 月 10 日</p>	<p>条例（素案）のパブリックコメント実施</p>
<p>平成 22 年 11 月 15 日</p>	<p>第 8 回男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例（案）のパブリックコメント実施結果について</li> <li>・ 男女共同参画推進条例（素案）の修正箇所の説明と審議</li> <li>・ 審議会から市長へ報告書を推進条例（案）に添えて提出</li> </ul>
<p>平成 22 年 12 月 17 日</p>	<p>男女共同参画推進条例案が瑞穂市議会定例会において可決</p>

平成23年 4月 1日	男女共同参画推進条例 施行
平成24年 4月 1日	瑞穂市まちづくり基本条例 施行 まちづくりにおいて男女共同参画が保障されることを基本理念の中に規定
平成25年12月 6日 ~ 24日	男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・市民2,000人を対象 ・回収率(37.9%)
平成26年 3月12日	男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・市民意識調査結果報告書(素案)について
平成26年 3月26日	第3回男女共同参画推進審議会 ・市民意識調査結果報告書(素案)について
平成26年 5月30日	第1回男女共同参画推進審議会 ・市民意識調査結果報告書について
平成26年10月20日	第2回男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画基本計画(後期)素案について
平成26年11月13日	男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・瑞穂市男女共同参画基本計画(後期)素案について

## 男女共同参画関連用語解説

### あ行

#### 育児・介護休業法

育児や介護のための休業制度について定める法律。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的とし2012年7月全面改正となりました。

#### エンパワーメント

自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

### か行

#### 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

### さ行

#### ジェンダー（社会的性別）

社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、Gender「女性像」のような男性、女性の別をいう。生まれつきの生物学的性別であるセックス（sex）と区別して使われる。

#### セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行す場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

## た行

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

### ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人等の婚姻の有無を問わず身近な男女間で行われる身体的・心理的暴力のこと。暴力とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

## ま行

### メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。

# 瑞穂市男女共同参画基本計画

## 後期計画

平成27年3月

発行

瑞穂市

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

TEL(058)327-4111(代)

FAX(058)327-7414

編集

企画部企画財政課



# 瑞穂市男女共同参画基本計画

## 後期計画